

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部)

エッジテクノロジー株式会社

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書( I の部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年1月14日

【会社名】 エッジテクノロジー株式会社

【英訳名】 EDGE Technology Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 住本 幸士

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田須田町一丁目32番地7

【電話番号】 03-6205-7597 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 治田 知明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田須田町一丁目32番地7

【電話番号】 03-6205-7597 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 治田 知明

# 目 次

頁

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【沿革】 .....	3
3 【事業の内容】 .....	4
4 【関係会社の状況】 .....	13
5 【従業員の状況】 .....	13
第2 【事業の状況】 .....	14
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	14
2 【事業等のリスク】 .....	17
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	22
4 【経営上の重要な契約等】 .....	28
5 【研究開発活動】 .....	28
第3 【設備の状況】 .....	29
1 【設備投資等の概要】 .....	29
2 【主要な設備の状況】 .....	29
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	29
第4 【提出会社の状況】 .....	30
1 【株式等の状況】 .....	30
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	43
3 【配当政策】 .....	43
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	43
第5 【経理の状況】 .....	56
1 【財務諸表等】 .....	57
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	96
第7 【提出会社の参考情報】 .....	97
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	97
2 【その他の参考情報】 .....	97
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	98
第三部 【特別情報】 .....	99
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】 .....	99
第四部 【株式公開情報】 .....	100
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 .....	100
第2 【第三者割当等の概況】 .....	101
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 .....	101
2 【取得者の概況】 .....	105
3 【取得者の株式等の移動状況】 .....	109
第3 【株主の状況】 .....	110
[監査報告書]	

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
売上高 (千円)	599,230	924,026	1,129,878	1,578,605	1,466,755
経常利益 (千円)	36,229	29,958	29,644	62,805	35,717
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	26,089	1,250	△24,704	48,217	23,889
持分法を適用した場合の投 資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	7,770	7,770	7,770	7,770	7,770
発行済株式総数 (株)	777	777	777	1,000,000	1,000,000
純資産額 (千円)	73,518	74,768	50,063	98,289	122,178
総資産額 (千円)	248,647	497,305	586,733	532,686	427,126
1株当たり純資産額 (円)	94,618.09	96,226.91	64,432.41	9.83	12.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	33,577.85	1,608.81	△31,794.50	4.82	2.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.6	15.0	8.5	18.5	28.6
自己資本利益率 (%)	43.1	1.7	—	65.0	21.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△15,875	13,025
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,034	△3,758
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△118,847	△93,359
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	273,946	189,853
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	31 (—)	62 (1)	56 (2)	58 (3)	63 (2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第5期は特別損失（前期損益修正損）の計上により当期純損失となっております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第 3 期から第 5 期までは、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 第 6 期及び第 7 期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
6. 第 5 期の自己資本利益率は当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
9. 第 6 期及び第 7 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて当該監査を受けておりません。
10. 第3期、第4期及び第5期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 第6期は、好調に業績が推移し、当期純利益を計上しているものの、売上債権の増加が大きいため、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっております。第7期は新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が前期に比較して減少し、積極的人材投資・広告投資を行ったことにより、経常利益、当期純利益が減少している一方、税引前当期純利益を維持し、第6期に見られる売上債権増加はございませんので、営業キャッシュ・フローはプラスとなっております。
12. 従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を、()外数で記載しております。
13. 当社は、2020年4月28日付で普通株式1株につき1,000,000/777株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
 また、当社は、2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
14. 2021年11月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。  
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、当該表は、第3期に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
1株当たり純資産額 (円)	7.35	7.48	5.01	9.83	12.22
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (△)	2.61	0.13	△2.47	4.82	2.39
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（うち1 株当たり中間配当額） (円)	-	-	-	-	-

## 2 【沿革】

年月	概要
2014年5月	東京都港区西新橋に「テクノロジーで世界中の人々を幸せに」を企業理念として、AIアルゴリズム事業を目的とした、エッジコンサルティング株式会社（資本金7,770千円）を設立（注）1.2.
2014年5月	エッジコンサルティング株式会社として、AI・データサイエンスに関するフリーランス（注）3. 案件情報（注）4. を集めた「BIGDATA NAVI」の運営を開始
2017年6月	AI実装知識・ノウハウを習得し、仕事に繋げる事を目的としたAI教育講座「AIジョブカレ」の運営を開始
2017年8月	新規開拓営業をスピードアップするAI営業支援システム「GeAIne」を開発し販売を開始
2018年5月	東京都港区東新橋に本社移転
2018年6月	AI教育講座「AIジョブカレ」が一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）の認定プログラムとなる
2018年10月	AI教育講座「AIジョブカレ」が経済産業省の認定する「第四次産業革命スキル習得講座」の対象講座に認定
2019年2月	AI教育講座「AIジョブカレ」が厚生労働省の指定する「専門実践教育訓練給付制度」の対象講座に認定
2019年11月	AIプログラミング言語特化の学習システム「EDHACK」のサービス提供を開始
2020年1月	エッジテクノロジー株式会社に社名変更
2020年3月	AI業界専門の転職エージェント「EDGE CAREER（エッジキャリア）」のサービス提供を開始
2020年3月	一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）正会員 入会
2021年4月	東京都千代田区神田須田町に本社移転

(注) 1. 会社設立以前の創業者の事業等について

当社の創業者である住本幸士は、2006年1月頃データベースソリューション事業を個人にて創業し、業容拡大に伴い2008年9月に「エッジシステム株式会社」を設立いたしました。

その後、データベースソリューション事業に留まらず、AIアルゴリズムを用いたコンサルティング・テクノロジー領域により注力することを意図して、前身であるエッジシステム株式会社の一部資産を譲渡して、エッジコンサルティング株式会社（現エッジテクノロジー株式会社）を設立いたしました。

なお、現在、エッジシステム株式会社は、住本幸士の個人資産を管理・運用する会社となっており、その他の事業は提出日現在において行っておりません。また、当社とエッジシステム株式会社との間に資本関係は存在せず、その他事項を加味しても、企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準等に照らして、連結の範囲に含まれる会社には該当いたしません。

2. 「AIアルゴリズム」とは、機械学習技術／深層学習技術等の人工知能技術を用いた、課題解決手法のことをいいます。
3. 当社が定義する「フリーランス」とは、個人事業主・副業に加えて、個人事業主から法人成りした個人事業主及び中小規模企業者を含んでおります。
4. BIGDATA NAVIに掲載する案件は顧客からの事前承諾を得た案件情報のみを掲載しております。当社が取り扱うAI関連ならびにそれらに付随するIT関連の案件のほとんどが非公開案件に該当するため、BIGDATA NAVIでは過去案件を中心に掲載を行い、参画を希望するフリーランスには非公開案件の中から類似する案件をご紹介しています。

### 3 【事業の内容】

当社は、「テクノロジーで世界中の人々を幸せに」を企業理念に掲げ、AIアルゴリズム（注1）により、顧客の課題を解決し、社会に貢献するAIアルゴリズム事業（具体的にはAIソリューションサービスの提供・AI教育サービスの提供・AIプロダクトの開発/販売）を展開しております。

また、当社はテクノロジーの中でも、技術進歩が速く人々への貢献が今後大きく見込めるAI領域を創業時からのビジネスドメインとしており、当社がビジネスドメインとするAIビジネス市場は今後さらなる成長が見込まれている領域であります（国内AIビジネス市場2019年度：9,601億円→2025年度：1兆9,356億5,000万円。富士キメラ総研2020人工知能ビジネス総調査より引用）。

当社は、日本がSociety 5.0（注2）実現にあたり、長期的視点から「AIがAIを創る時代」（注3）が到来すると考えていますが、現代は「ヒトがAIを創る時代」（注4）であるとともに、「AIがAIを創る時代」への入り口と捉えてビジネス展開を行っております。また、人類規模の課題の解決、SDGs（注5）の達成に課題先進国であるわが国の貢献が問われ、内閣府はその答えとして「Society 5.0」を提示しています。このSociety 5.0実現の重要な要素が「AI」と示されており、企業だけでなく個人や社会制度、産業基盤などにおいてもAI-Ready（注6）な状態が求められており、その指針として日本経済団体連合会はAI-Ready化ガイドライン（注7）を定めています。このような国策、少子高齢化に伴うAIやロボット化ニーズの高まり、データ処理スピードの向上に伴うAIアルゴリズムの精度向上などを鑑みると、今後AIアルゴリズム需要は中長期的に拡大し続けると考えており、このようなAIアルゴリズム需要の高まりを事業拡大に繋げてまいりたいと考えております。

当社は、AIアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、主たるサービスの特徴を分類すると下記の3サービスに分類されます。このうち、AIソリューションサービスが主力サービスであり、2021年4月期のサービス別売上構成はAIソリューションサービスが12.2億円で全体の83.8%、AI教育サービスが1.4億円で全体の9.7%、AIプロダクトサービスが0.9億円で全体の6.5%となりました。

- (1) AIソリューションサービス
- (2) AI教育サービス
- (3) AIプロダクトサービス

また、3サービスが現在それぞれビジネス収益源になるだけでなく、シナジーの創出に取り組んでおります。

\*創出されたシナジーの例（3サービスの内容については後述）：

具体的には、AIソリューションサービスにより創出されたAI人材データベース、このデータベースを活用することで生まれたAI教育サービス「AIジョブカレ」やAIプロダクトサービスの「GeAIne」、「AIジョブカレ」をAIソリューションサービスで稼働するフリーランス向けの福利厚生の一環として利用、「GeAIne」をAIソリューションサービスやAI教育サービスの新規顧客開拓ツールとして利用、上記以外にも、サービスの垣根を超えた顧客の紹介等の相互作用が生まれています。

#### (1) AIソリューションサービス

当社では、AIアルゴリズムを顧客の業務・システムに実装するAIソリューションサービスを提供しております。顧客の業務改善や経営課題の解決を目的として業務分析を実施し、データ利活用によって解決可能な課題を判別して概念実証（PoC）（注8）を行った後に、AIアルゴリズムを既存の業務・システムに組み込み、実装・運用するところまでを一気通貫で行う事が可能なサービスとなります。AIアルゴリズム実装を通じて得られる効果は様々ですが、例えば消費者向けの商品を販売する企業であれば、一般的な消費者がリピーターになるまでの過程をデータを用いて可視化し、さらには複数の施策の中から最も効率的な施策をAIを用いて導き出し、広告運用や売上増を狙う新規施策の立案に役立することができます。

当社は、「BIGDATA NAVI」等を通じて創出した、フリーランスのAI人材データベースを保有しており、AI人材データベースの拡大を続けております。当社では、このAI人材データベースを活用し、顧客のビジネス上の課題に合わせて当社社員（営業・コンサルタント\*1）とフリーランスで専門チームを編成して展開する事が多いところに特徴があります。

これは、高度な専門的知識が必要となるAI領域では独立してフリーランスとして活躍する人材が多い特徴を有しているためであり、当社では多くの企業のプロジェクト・AI領域に精通した社員とフリーランスがタッグを組みAIアルゴリズム実装を進めます。AIアルゴリズム実装を行う際には、顧客の要望に応じて個別開発を行う場合や学習済みモデル<sup>\*2</sup>を利用し効率的にAI開発を行う場合等がございます。サービス提供時は当社社員（営業・コンサルタント）2名とプロジェクト規模に応じて複数名のフリーランスでチームを編成することを基本としております。当社社員（営業・コンサルタント）はプロジェクト管理を行う役割を担い、フリーランスは業務を遂行する役割を担います。業務を遂行する役割は、フリーランスだけではなく、当社社員（AIエンジニア）が担う場合もあります。2021年4月期における当社社員の営業・コンサルタントの一人当たりの生産性<sup>\*3</sup>は月額1,705千円、当社社員の営業・コンサルタント人数<sup>\*4</sup>の月次平均は16名でした。

\*1 営業・コンサルタントとは、顧客開拓を行い、開拓した顧客のビジネス上の課題を解決するため、フリーランスとチーム編成を行い、プロジェクト管理及び推進を行う一連の業務に携わる当社社員を意味します。

\*2 大量データを使って学習済みの公開されているモデルの事です。学習済みモデルを再利用することで、短時間で精度の高いモデルを構築していく事が可能になります。

\*3 営業・コンサルタント生産性とは、当該期間内の各月売上総利益の総和を同期間内の各月営業・コンサルタント人数の総和で除した営業・コンサルタント当りの月次平均売上総利益を意味します。

\*4 営業・コンサルタント人数とは、当該期間内の各月営業・コンサルタント人数の総和を当該期間内の月数で除算した月次平均営業・コンサルタント人数を意味します。

当該サービスは2014年の設立時から開始しており、重要指標である売上総利益は「月次稼働人員数×1稼働人員あたりの平均粗利」から算出することができます。月次稼働人員数は当該期間において顧客に請求した人員の作業量（人月）を合計した数値であり、2021年8～10月（2022年4月期第2四半期）における月次稼働人員数の平均は134人月、1稼働人員あたりの平均粗利は327千円となりました。当社のAI人材データベースにフリーランスが登録を行う際、当社では登録面談を実施しており、フリーランスが持つ実務経験の確認を行っております。一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）のE資格がディープラーニング技術の実装能力認定の資格として知られておりますが、当社では当該資格の有無を確認しつつ、実務経験を重視しているためあります。そして、プロジェクトに最適なチーム編成を行うことで、専門性が高く、幅広いAIアルゴリズム実装が可能となっております。

また、このようなAI人材データベースは、当社が運営するフリーランス向けAI案件情報サイト（2 [沿革] の注記4を参照）「BIGDATA NAVI」での案件情報の提供やフリーランスの皆様からのご紹介等により拡大しております。このように当社の競争力の源泉は、独自に構築したフリーランスのAI人材データベースを活用して、サービス提供を行うビジネスモデルにあります。

次に、AIソリューションサービスの強みである①実績②柔軟性&スケーラビリティ (\*<sup>1</sup>) ③専門性④継続性⑤顧客分散の5つについてご説明いたします。

\*<sup>1</sup> プロジェクト規模に応じて稼働するフリーランスを自社のAI人材データベースから調達し、人員数を拡大することができます。

## 5つの強み (AIソリューションサービス)



\*<sup>1</sup> 「リカーリング型顧客」とは過去4四半期連続でサービス利用した顧客

### 1. 実績

・・・幅広い業界リーダーとの取引実績がございます。

具体的には、(株)パンダイナムコネクサス、サントリー酒類㈱、AGC㈱、三井不動産㈱、日本テレビ放送㈱、ウーブン・アルファ㈱、(株)NTTデータ、(株)野村総合研究所などの企業です。

### 2. 柔軟性とスケーラビリティ

・・・独自のAI人材データベースを有していることから、スポット型から、一気通貫型\*<sup>1</sup>まで、多種多様なAIプロジェクトに対応可能な柔軟性と、迅速にチームを拡張できるスケーラビリティがございます。

\*<sup>1</sup> 一般社団法人データサイエンティスト協会では、データサイエンティストが実際に行う業務を①企画立案～プロジェクト立ち上げ②アプローチの設計～データ収集・処理③データの解析～データ可視化④業務への組み込み～業務の評価・改善の4つのフェーズに分類しています。当社では各フェーズや細分化されたタスクを実行することをスポット型、すべてのフェーズを自社で対応することを一気通貫型と整理しています。

### 3. 専門性

・・・設立時より蓄積してきたAIプロジェクト管理・推進ノウハウとAIアルゴリズム実装ノウハウで専門性の高いAIソリューションサービスを提供します。

#### (AIプロジェクト管理・推進ノウハウ)

AIプロジェクト管理・推進ノウハウとは、以下の3つのノウハウを指します。

- ① 顧客の課題をデータ分析・AIアルゴリズム実装を通じて課題解決に導く提案力
- ② 提案内容に合致した実務経験を保有しているフリーランスとチームを編成する力
- ③ 編成したチームでプロジェクトを成功に導くプロジェクト管理・推進能力

#### (AIアルゴリズム実装ノウハウ)

AIアルゴリズム実装ノウハウとは、CTO・技術顧問陣・当社社員のAIエンジニアに加えて、豊富な実務経験を身に付けたフリーランスが提供する専門的な技術力を指します。なお、フリーランスが保有する実務経験は、当社が行う登録面談で確認を行っております。

### 4. 繙続性（「継続性のあるサービスについて」として後述します。）

・・・サービスを長期利用するリカーリング型顧客<sup>\*1</sup>が収益基盤です。

2021年4月期のリカーリング売上構成比率は77.6%<sup>\*2</sup>、2021年10月時点のリカーリング売上構成比率は74.8%<sup>\*3</sup><sup>\*4</sup>です。2021年4月期の顧客数132社のうち、リカーリング型顧客は60社、通常顧客は72社でした。

<sup>\*1</sup> 過去4四半期連続でサービスを利用した顧客をリカーリング型顧客と定義しております。

<sup>\*2</sup> AIソリューションサービス・リカーリング売上（2021年4月期においてリカーリング型顧客に該当した顧客の売上）をAIソリューションサービス・全体売上高（2021年4月期）で除算して算出

<sup>\*3</sup> AIソリューションサービス・リカーリング売上（2020年11月～2021年10月においてリカーリング型顧客に該当した顧客の売上）をAIソリューションサービス・全体売上高（2020年11月～2021年10月）で除算して算出

<sup>\*4</sup> 当該数値は有限責任監査法人トーマツのレビューを受けておりません。

### 5. 顧客分散

・・・特定顧客に依存しない分散された顧客基盤を有しております、幅広い業種の大手企業を取引先としております。

全売上に対するトップ顧客<sup>\*1</sup>の売上比率でも4.8%程度であり、業績が特定顧客の契約に左右されません。

<sup>\*1</sup> 当該期間における当社の売上高の上位顧客

#### 2022年4月期第2四半期における顧客別売上高ランキング・業種と売上高構成比率

ランキング	顧客が属する業種 <sup>*2</sup>	売上高構成比率
1	ソフトウェア・SI	4.8%
2	自動車・自転車	4.1%
3	ソフトウェア・SI	4.0%
4	ソフトウェア・SI	3.7%
5	経営コンサルティング	3.0%
6	不動産売買	3.0%
7	ソフトウェア・SI	2.9%
8	その他製造業	2.3%
9	その他製造業	2.3%
10	飲料・たばこ・飼料	2.2%

<sup>\*2</sup> 顧客名の開示に代えて顧客が属する業種を表示したものです。

## 継続性のあるサービスについて

### 1. 粘着性と契約月数

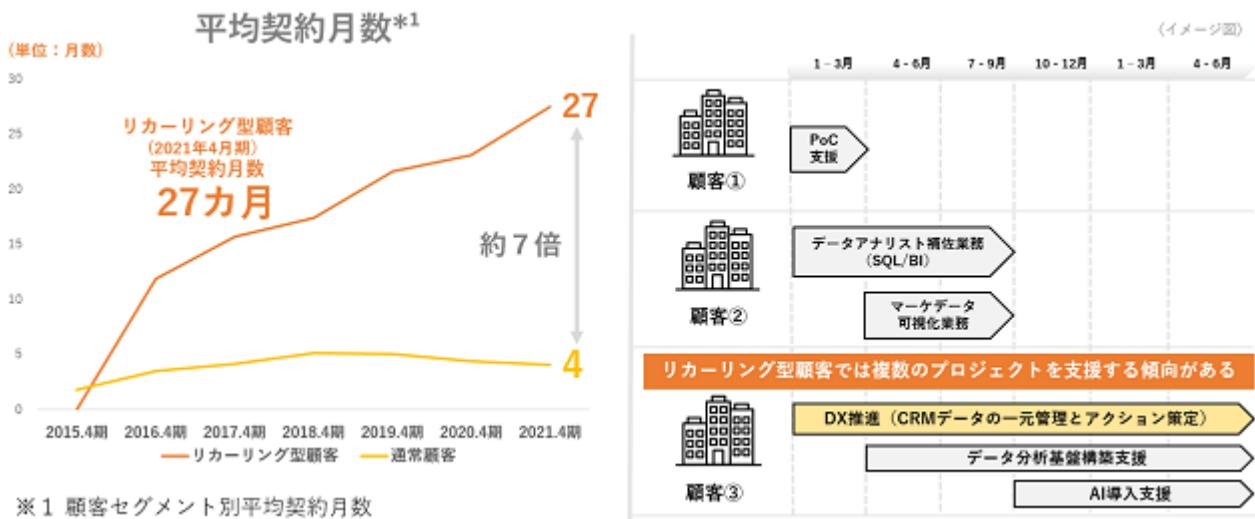
粘着性（スティッキネス）とは、顧客が当社サービス利用開始後に終了しづらい要因があり、結果、契約期間が長くなることを表します。その要因は顧客が当社サービスに満足しており、また複数のプロジェクトが並行しているためです。

当社では、顧客セグメントの分け方としてリカーリング型顧客と通常顧客の2種類に分類しております。リカーリング型顧客は過去4四半期連続でサービスを利用した顧客であり、通常顧客はリカーリング型顧客以外の顧客と定義しております。

サービスの利用期間は顧客との関係性を表す指標であり、サービス利用期間が長いリカーリング型顧客は当社のコアなファン層として継続的な取引が見込めます。下記の図は設立時からの顧客セグメント別の平均契約月数を表したもので、リカーリング型顧客の平均契約月数は堅調に伸びて、2021年4月期において27カ月となり、通常顧客と比べると約7倍となっており、リカーリング型顧客は粘着性があると言えます。

### 2. 取引期間とプロジェクトの増加

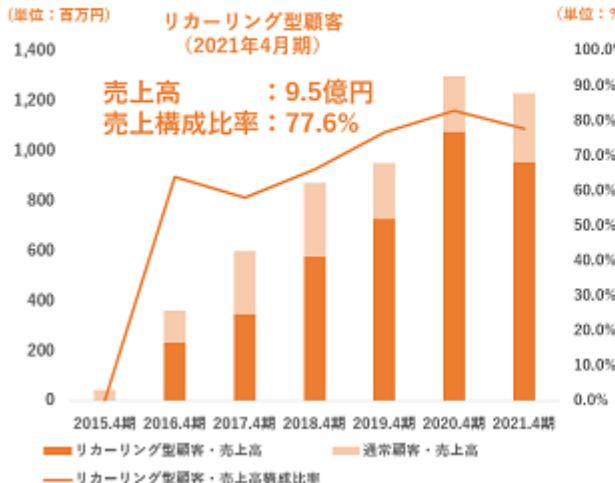
取引期間が継続することで、リカーリング型顧客は当社サービスのコアなファン層に変化していきます。サービス提供開始当時は、一つだけのプロジェクトだったものが、サービスの理解が進むにつれて複数のプロジェクトをご依頼いただくケースが増えています。このように、取引の関係性が深まるにつれて顧客単価が増加していきます。



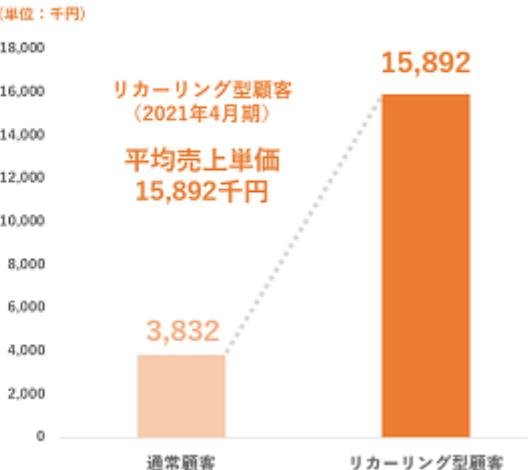
### 3. リカーリング型顧客による収益基盤

リカーリング型顧客はAIソリューションサービスの2021年4月期の売上のうち77.6%を占めており、当社の主要な収益基盤であると言えます。また平均売上単価を比較した場合、リカーリング型顧客は15,892千円に対して通常顧客は3,832千円となり、約4.1倍の差となっております。

#### 顧客セグメント別売上高<sup>\*1</sup>および リカーリング型顧客売上構成比率<sup>\*2</sup>



#### 顧客セグメント別平均売上単価<sup>\*3</sup>



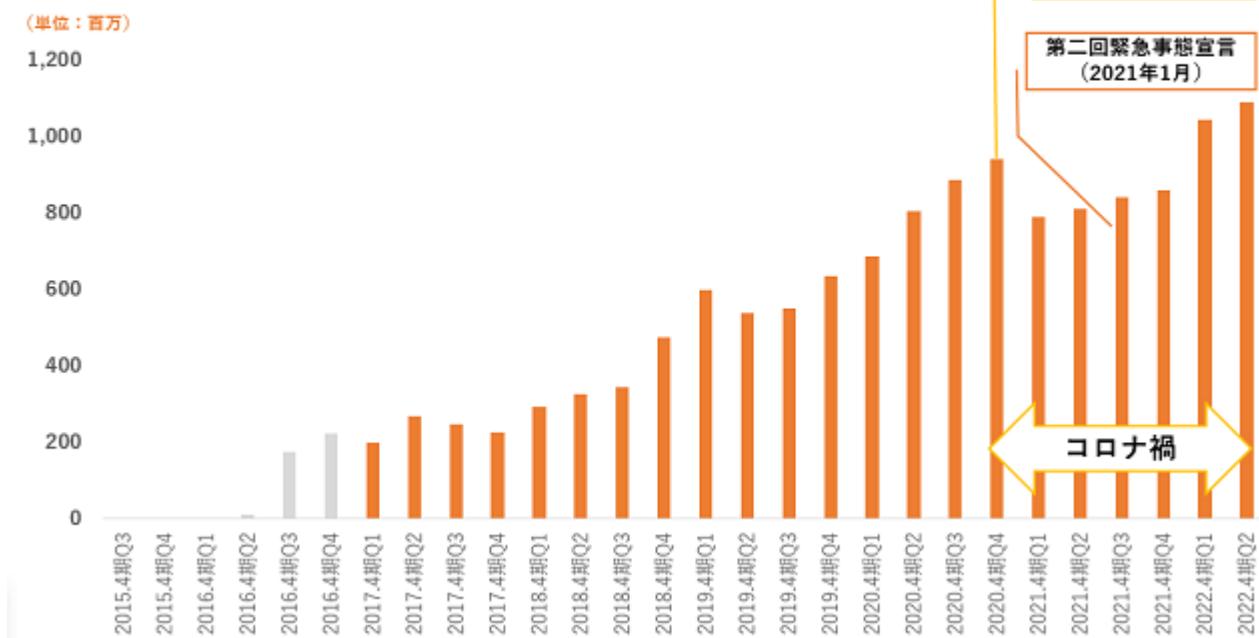
\*<sup>1</sup> 各事業年度に売上のある顧客のセグメント別（通常顧客、リカーリング型顧客）の売上高合計

\*<sup>2</sup> 各事業年度に売上のあるリカーリング型顧客の売上高合計を各事業年度に売上のある全顧客の売上高合計で除算して算出

\*<sup>3</sup> 2021年4月期に売上のある顧客（リカーリング型顧客、通常顧客）の平均売上単価

上述のとおり、当社のAIソリューションサービスでは、リカーリング型顧客が重要な収益基盤となるため、参考指標としてARR<sup>\*1</sup>を記載します。なお、ARR（2021年10月・2022年第2四半期末）は1,091,086千円<sup>\*3</sup>で前年同期比34.4%増<sup>\*3</sup>、重要指標である売上総利益（2022年第2四半期累計）は244,847千円で前年同期比は61.6%増となりました。

### AIソリューションサービス・ARR



\*<sup>1</sup> ARR : Annual Recurring Revenueの略称。該当月のMRR<sup>\*2</sup>を12倍して算出。

\*<sup>2</sup> MRR : Monthly Recurring Revenueの略称。対象月において契約のあるリカーリング型顧客<sup>\*3</sup>による売上高の合計額（一時収益の通常顧客は含まない）

\*<sup>3</sup> 当該数値は有限責任監査法人トマツのレビューを受けておりません。

## (2) AI教育サービス

企業におけるAI人材は不足しており、今後もAI人材の需給ギャップは拡大することが見込まれています。経済産業省が作成した資料によると2018年には3.4万人のAI人材の需給ギャップが2030年には12.4万人まで拡大する見込みです。

(AI人材の需給ギャップ：2018年34,000人→2025年88,000人→2030年124,000人—新たなイノベーションエコシステムの構築実現に向けて—経済産業省産業技術環境局（2020年1月16日）より引用）

そのような中、当社では、AI教育サービス（AI技術専門の個人向け教育講座・法人研修・AI領域専門の有料職業紹介）を行っております。

当該サービスについても当社のAI人材データベースを生かし、23名の経験豊富な講師陣（2021年10月末時点）を揃えて、幅広く\*<sup>1</sup>、専門性の高いAI講座を開講できる事を強みにしております。また、当社のAI教育講座は、仕事に直結するAI講座をテーマにしており、講師陣には経験豊富な現役データサイエンティストを迎え、受講生が卓上の理論だけでなく実務的解決策を習得可能とし、ご希望のある受講完了者にはAIソリューションサービスのAI人材データベースに加わっていただきます。

当初は個人向けのAI教育プログラムとしてスタートしましたが、実務で使える技能習得というコンセプトをご評価いただき、法人研修としてご利用いただく機会も増えてきました。法人研修では、顧客の課題をヒアリングさせていただきながら、カスタマイズしてご提供しています。

AI領域専門の有料職業紹介は主に個人向け講座の受講者を対象としております。個人向け講座の受講者数は2022年4ヶ月期上半期実績で受講者数1,473名（延べ受講者数）、転職希望登録者数146名、転職成功者数7名となり、未経験からAI領域でのキャリア形成をご支援することができました。

\*<sup>1</sup> 初学者向けには数学やプログラミング基礎を学ぶ講座、JDLAのE資格受験者向けには機械学習・深層学習を学ぶ講座、E資格合格者向けにはケーススタディを用いてAI実装の理解を深める講座等、受講者の理解度や目的にあった講座を複数ご用意しております。

### (3) AIプロダクトサービス

当社では、AIを実装したプロダクトを販売するサービスを行っております。

現在販売しているサービスは、2017年にリリースしたAI営業支援システム「GeAIne（ジーン）」です。GeAIneは送信先企業のリストをアップロードするだけで、予め設定した営業文書を対象企業の問い合わせフォームに一括で自動書き込みできるサービスです。自動で対象企業のURL特定、ホームページ（以下HP）を解析して問い合わせフォームを検出し、自動書き込みを実行するため、従来の電話営業や人手によるHP検索、メール配信営業の工数を大幅に削減できます。また、HP上の営業禁止コメントがある場合には自動で読み取り、書き込みを行わないコンプライアンス機能、顧客が過去受注した企業一覧と照合することで親和性があり、受注確率が高い企業を自動分析するオススメ分析機能など、人的な手間・工数を削減する機能が多数搭載されています。これらの機能が評価され、利用社数104社（2021年10月末）のサービスに成長しました。なお、当社は創業当時から企業HPの問い合わせフォームに手作業で営業文章を送付するという営業手法を行っておりましたが、この営業手法を自動化した製品がGeAIneであり、現在も自社の営業手法の一つとして活用しています。

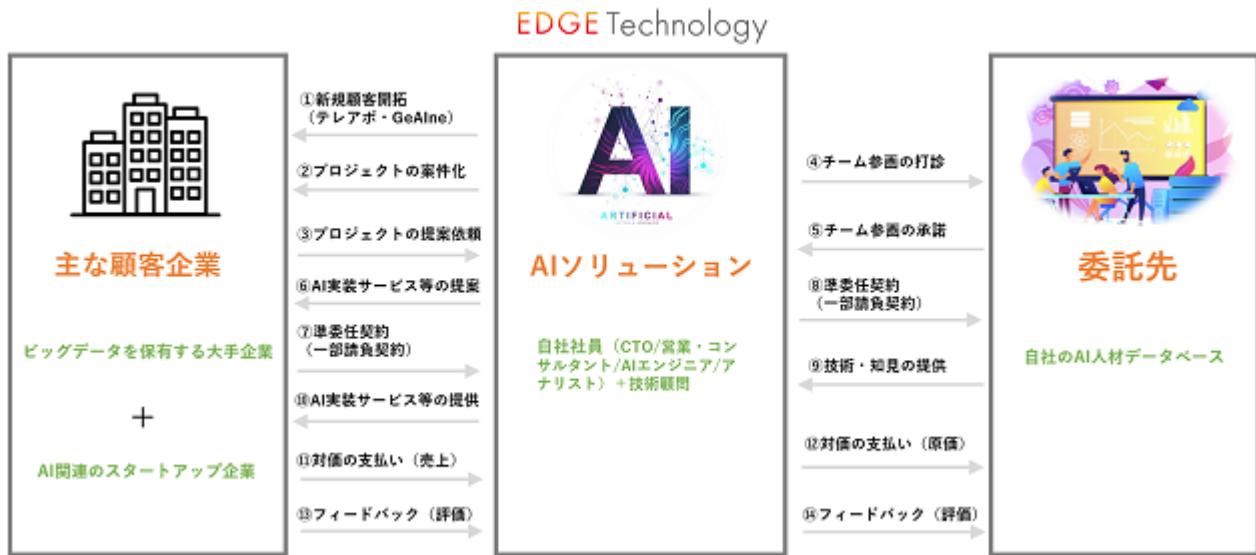
AIプロダクトサービスは特定企業のニーズではなく、同じ課題を抱える複数企業に対して安価に提供することを想定しています。当社では、GeAIneを運営することで、自社プロダクトを販売・運営・管理するノウハウを既に獲得しております、次なるAIプロダクトを生み出し、AIプロダクトサービスを拡大する基盤を形成しております。

（注） 本項「3 事業の内容」において使用しております用語の定義について以下に記します。

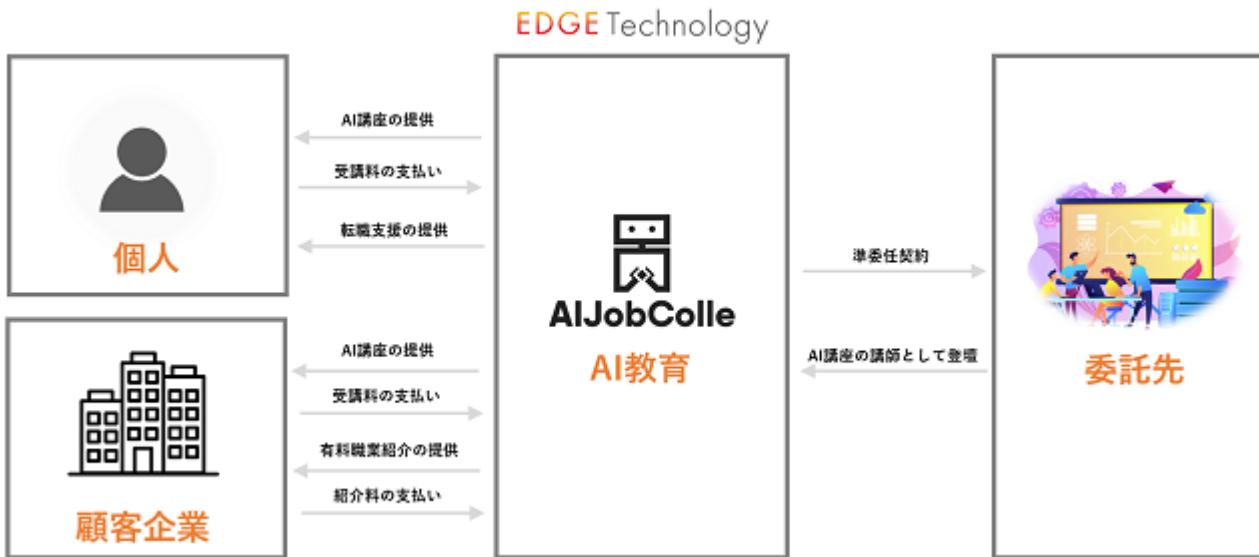
項目番号	用語	用語の定義
1	アルゴリズム	コンピューター上における問題を解くための手順・解き方
2	Society 5.0	日本が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。Society5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えたAIが解析し、その結果がロボットなどを通じて人間にフィードバックされることで、これまでには出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされることになります。（内閣府HPより）
3	AIがAIを創る時代	米国の発明家であり、AI研究の世界的権威であるレイ・カーツワイルは、2045年にはAIの性能が人類の知能を超えるシンギュラリティ（技術的特異点）が到来すると述べています。当社ではシンギュラリティの到来により、「AIがAIを創る時代」に移行すると考えております。
4	ヒトがAIを創る時代	シンギュラリティが到来する前は、AIはヒトの手によって生み出されます。当社では現在からシンギュラリティの到来までを「ヒトがAIを創る時代」と捉えて、独自のAI人材データベースを活用したサービス提供を行っています。
5	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称
6	AI-Ready	AI-ReadyはAIを人が有効かつ安全に利用できる状態であること
7	AI-Ready化ガイドライン	AIの活用、展開を迅速に行うためには、あらゆるレイヤーでのAI-Ready化が必須であることから、このAI-Ready化に向けての方針を定めたもの
8	概念実証（PoC）	コンセプト（概念）の実現可能性を検証すること

<事業系統図>

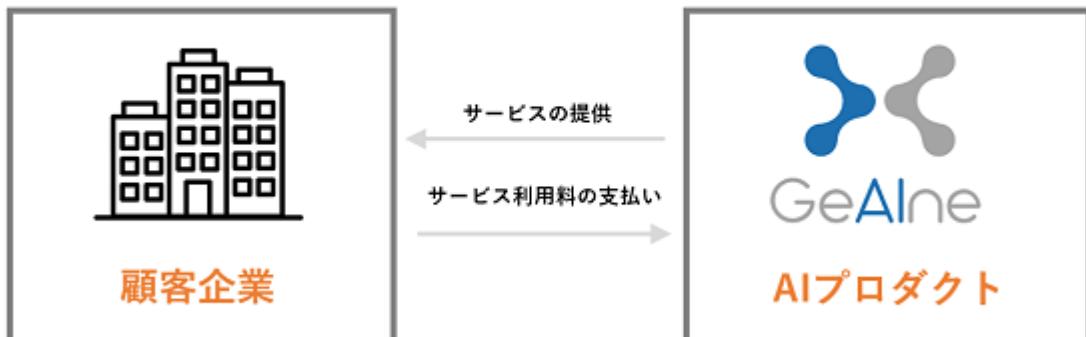
① AIソリューションサービス



② AI教育サービス



③ AIプロダクトサービス



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
66 (2.8)	35.1	2.4	4,977

(注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー）は、年間の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を、()外数で記載しております。

2. 当社は、AIアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### (1) 経営の基本方針

当社は、「テクノロジーで世界中の人々を幸せに」を企業理念に掲げ、AIアルゴリズムにより、顧客の課題を解決し、社会に貢献し、強みを持って進化（Edge）し続ける企業である事を当社の基本方針としております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、成長性、収益性を重視しており、売上総利益を重要な指標としております。当社では、販売管理費増加が売上増加ほど大きくならないため、売上総利益の増加が最終利益の最大化、ひいては当社の企業価値向上に繋がると考え、売上総利益を重要な経営指標と位置づけて各経営課題に取り組んでおります。

#### (3) 経営環境

課題先進国である日本は、少子高齢化に伴う労働人口の減少に直面しております。内閣府が作成した「令和3年高齢化白書」では、2065年には約2.6人に1人が65歳以上という高齢化社会の未来が到来することを示唆しています。慢性的な人口減少が進む中で期待されている施策が、ビッグデータを活用した労働生産性の向上です。内閣府が提唱する「Society 5.0」では、膨大なビッグデータを人間を超えたAIが解析し、その結果をロボットを通して人間にフィードバックされることで、これまでにできなかった新たな価値が産業や社会にもたらされることを想定しています。日本が技術立国として自らの課題に先端技術であるAIを活用して解決に取り組むことは、社会的に意義のある事と言うだけでなく、新たな成長市場を創ることにもつながることだと考えております。当社はフリーランスを中心とした独自のAI人材データベースを構築し、自らの経営資源として活用することで、Society 5.0の早期実現に貢献したいと考えております。

このようにAI活用は国策の一つであり、今後の成長が期待できる国内市場の一つであると考えております。富士キメラ総研「2020人工知能ビジネス総調査」の調査結果によると、国内AIビジネス市場は当社の事業領域において、2019年の市場規模である5,879億円から2025年までには1兆1,173億円まで成長すると予測しております。また、経済産業省が作成した「新たなイノベーションエコシステムの構築実現に向けて（令和2年1月16日）」によると、AI人材の需給ギャップは2018年の3.4万人から2025年には2.6倍の8.8万人まで拡大する見込みとなっております。

今後、AIアルゴリズム需要は中長期的に拡大しAI人材の供給が不足すると言う見通しの中、競合他社が多数存在しているほか、新規参入事業者も多く見受けられますが、当社は独自のAI人材データベースを活用した多種多様な顧客ニーズへの対応力が強みである考えております。当社のAI人材データベースは、フリーランスを中心に構成されていることが特徴であります。フリーランスとして活動するには一定以上の実務経験が必要であり、また登録人材の業界知識も一様ではありません。AIを活用した生産性向上や費用削減を希望する顧客の多様なニーズにお応えできるように、AI人材データベースの拡充に取り組んでまいります。

また、2020年よりわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制限や個人消費の低迷により、依然として厳しい状況が続いております。直近では、ワクチン接種の普及拡大や感染者数の減少傾向が見られ、経済回復への期待感が高まっておりますが、変異株の拡大の可能性等、先行き不透明な状況が続いております。一方、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、AIアルゴリズム実装に対する需要は高まっていると認識しております、今後さらに加速していくものと考えております。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略

当社の主力サービスはAIソリューションサービスであり、まずは、AIソリューションサービスの成長が肝心と考えております。

当該サービスにおいては、過去4四半期連続でサービスを利用した「リカーリング型顧客」の売上が大半を占めています。当社のコアなファン層として継続的な取引拡大により平均契約月数が毎期伸長し、粘着性（スティッキネス）のあるサービスとしてご利用頂いております。当社では、AIソリューションサービスの売上総利益を「月次稼働人員数」×「1稼働人員あたりの平均粗利」と捉え、「月次稼働人員数」の最大化に向けて、組織強化及び社員の生産性の維持に取り組んでまいります。



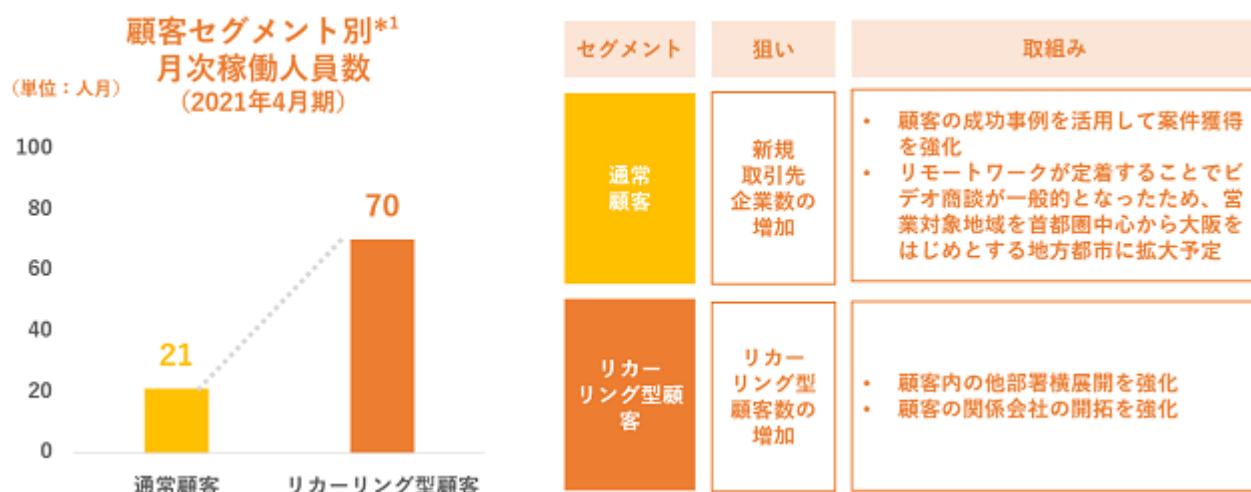
\*<sup>1</sup> 当該期間における各月の稼働人員数の平均値を算出。

\*<sup>2</sup> 当該期間における1稼働人員あたりの各月の平均粗利。

\*<sup>3</sup> 当該期間における月次稼働人員数の平均と1稼働あたり平均粗利を乗じた値に、更に3ヶ月（四半期の月数）を乗じて算出。

具体的には、リカーリング型顧客と通常顧客で異なるアプローチを実行してまいります。通常顧客では新規取引先企業の開拓を効率的に行うため、顧客の成功事例を活用して案件獲得を強化いたします。リモートワークが定着することでビデオ商談が一般的になったと考えておりますので、営業対象地域を首都圏中心から大阪をはじめとした地方都市にも展開していく予定でございます。また、リカーリング型顧客では顧客内のプロジェクトが複数稼働する取引先企業数の拡大を狙い、他部署や関係会社を開拓する横展開のアプローチを取り組みます。顧客のセグメント分けを行い、成功ポテンシャルのあるリカーリング型顧客には優秀な営業担当をアサインして関係構築を図ります。

今後はAIソリューションサービスの拡大を踏まえ、高い生産性を維持しながら積極的に人材への投資に取り組みます。



\*<sup>1</sup> 当該期間における各月の稼働人員数の平均値を算出。

## (5) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

### ①最先端AI技術への対応

当社のビジネスドメインであるAIは、世界的に研究・開発が活発に行われている分野であり、技術革新が急速に進んでいる領域です。このようなビジネスドメインで優位性を保つには、最先端AI技術への対応が重要であり、当社では役員・従業員・技術顧問・フリーランスが協同し、最先端AI技術の調査・研究、技術力向上、自社プロダクト開発、自社サービスへの適用に取り組んでおります。

### ②AI人材の継続的確保

AI人材はIT人材の中でも1%（独立行政法人情報処理推進機構 IT人材白書2018より引用）と言われる現在において、AIビジネス市場はさらに拡大しており、AI人材の継続的な不足が予想されています。このような環境の中、当社では、早期よりフリーランス向けのAI/ビッグデータ案件情報サイト「BIGDATA NAVI」等を運営する事で、独自のAI人材データベースを形成し、順調に業務を拡大してまいりました。さらなる事業拡大に向けてAI人材の継続的確保に取りくみ、AI人材データベースを拡大、より強固なものとする必要があると認識しております。

### ③業務のデジタル化

当社はデータに基づいた意思決定を実践するため、業務プロセスのデジタル化に取り組んでまいりましたが、コロナ禍を契機に始めた全社的なテレワークの導入により、その重要性は一段と高まりました。今後もサービスの品質と提供スピードならびにコストを適切に管理するため、デジタル技術を活用した業務プロセスの向上に必要な投資を行い、当社の専門であるAI技術を活用した強靭な組織作りを志向してまいります。

### ④情報管理体制の強化

当社が扱う多数の顧客の案件データ、人材登録データは機密情報や個人情報を含むデータとなるため、その情報管理体制を強化していく事が重要となります。2021年2月にはISO27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報管理規程等を定め、情報管理を徹底しておりますが、今後も社内教育を継続してまいります。

### ⑤優秀な人材の確保と育成

今後の事業の拡大のために、優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しています。そのため、継続的に業界経験者を中心とした中途採用を行っています。また、入社した社員に対しては定期的に社内の研修プランに従った研修・教育を実施する事により、その育成に取り組んでいます。今後も継続的に採用を進め、社員への研修・教育制度の質を高めていく事で、優秀な人材の確保と育成を推進する方針であります。

### ⑥ 内部管理体制の強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題となります。当社は、監査役と内部監査の連携、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

### ⑦ 財務基盤の強化

当社は、継続的かつ安定的な事業の拡大を図る上では、手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や一定の内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を与える可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### ①<外部環境>AI関連市場の動向について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社がビジネスドメインとするAIビジネス市場は今後さらなる成長が見込まれている領域であります（国内AIビジネス市場2019年度：9,601億円→2025年度：1兆9,356億5,000万円。富士キメラ総研2020人工知能ビジネス総調査より引用）、市場の成長ペースが大きく鈍化した場合等には、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、客観的、継続的に、市場と競合他社、自社の分析を実施し、市場変化の兆候は迅速に経営戦略に反映させております。また、AIビジネス市場の中でも、3サービスを行うことで1サービスの場合より市場変化の影響を緩和し、リスク低減を図っております。

### ②<外部環境>AI関連市場の技術革新について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業ドメインであるAI関連市場は全世界で研究開発が進んでおり、技術革新の速度が極めて速いという特徴があり、予想以上の急速な技術革新によって、技術革新のスピードに適時に対応出来ない場合、当社の業績および事業運営に影響を与える可能性があります。

当社では、執行役員CTOを筆頭とする社員AIエンジニア、技術顧問を擁することで、技術革新に対応できる体制づくりに努めています。また、現在、社員AIエンジニアの採用強化を行っており、今後も社員AIエンジニアの採用強化に努めてまいります。

### ③<外部環境>AI関連市場の競合状況について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社のAI関連事業については、競合他社が多数存在しているほか、新規参入事業者も多く見受けられますが、資金力・ブランド力を有する大手企業の参入等、当社の競争優位性を上回る競合他社が出現した場合には、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性があります。

当社では、「実務経験豊富なフリーランスを活用することによる多種多様な顧客ニーズへの対応力」を伸ばすことで、競合他社に劣らぬ競争優位性を築いてまいります。また、今後の資金調達などを活かし、当社の資金力・ブランド力強化を図ってまいります。

### ④<外部環境>経済情勢の変化について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の関連市場は今後も急速に拡大すると予測しておりますが、新型コロナウィルスの影響等、経済情勢の変化に伴い事業環境が著しく悪化した場合、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性があります。

当社では常に、景気動向・業界動向に注視し、変化への迅速な対応を行ってまいります。また、新型コロナウィルス等の経済情勢変化がある場合も想定し、合理的範囲で保守的な予算計画を策定し、行動しております。

### ⑤<組織・人材>代表取締役社長への依存について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、代表取締役社長が、当社経営・業務執行について重要な役割を果たしており、同氏が何らかの理由により退任、退社し、後任者の採用が困難になった場合、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性があります。

当社では、取締役会等において取締役への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、経営に対するリスクを低減しております。

⑥<組織・人材>代表取締役が個人資産を管理・運用する目的で所有する会社について

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社代表取締役社長である住本幸士は、個人資産を管理・運用する会社（エッジシステム株式会社・エッジトレーディング株式会社）を保有しており、代表取締役社長を務めております。これらの会社はいずれも、住本幸士の個人資産を管理・運用する会社であり、その他の事業は提出日現在において行っておりません。

また、当社とこれらの会社との間に資本関係は存在せず、その他事項を加味しても、企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準等に照らして、連結の範囲に含まれる会社には該当いたしません。

住本幸士について、これらの会社の業務が過大となる場合、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性がありますが、これらの会社についての業務はほぼ生じておらず、今後も当社経営に専念できなくなる状況は想定しておりません。

⑦<組織・人材>人材の確保について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業拡大には、継続して優秀な人材の確保・育成が必要であり、エンジニアに限らず社員が機械学習・深層学習領域等、当社の事業ドメインであるAI領域の知識を十分に理解することが重要となります。人材の採用、育成、定着等が計画通りに進まない場合には、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性があります。

当社では、採用体制を強化し、OJT・定期面談を通じた教育・育成、人事制度設計・運用、メンター制度、部活制度などの離職防止策により、人材の採用、育成、定着に努めています。

⑧<組織・人材>AI人材の獲得について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業にとって、共にチームを形成する業務委託先であるAI人材は、非常に重要な要素ですが、AI人材の獲得・定着が計画どおりに推移しない場合、当社の業績及び事業運営に影響が及ぶ可能性があります。

当社では、リファラル（推薦や紹介）活動や広告活動、他社と差別化したインセンティブにより、AI人材データベースの拡大・強化を図っています。

⑨<組織・人材>小規模組織である事について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は小規模な組織であり、現在の規模に照らして最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しておりますが、規模の拡大に応じて適切な内部管理体制や業務執行体制を適切に変化させることができない場合、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性があります。

当社では、今後の業容拡大及び業務内容多様化に対応するため、組織図を定期更新して組織規模を適切に把握し、人員の増強及び業務の自動化、効率化によって、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。

⑩<組織・人材>内部管理体制について（発生可能性：小、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社では、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております、組織規模や環境に応じた管理本部人数増員を図り、業務の自動化、効率化、各種研修などの教育により、管理体制の充実に努めています。

⑪<法務・コンプライアンス>コンプライアンス体制について

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社では、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えておりますが、コンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員・従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、リスク管理・コンプライアンス委員会の開催、管理本部人事総務部でのコンプライアンスチェック等、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

⑫<法務・コンプライアンス>法的規制全般について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の行う事業は「著作権法」「不当景品類及び不当表示防止法」「特定商取引に関する法律」「個人情報の保護に関する法律」「下請代金支払遅延等防止法」等、多数の法令や、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）」等、各法令の監督官庁が定める省令・指針・ガイドライン等により、規制を受けています。このような法令の制定や改正、監督官庁による行政処分、新たな規制の策定又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、管理本部人事総務部で原則として月次で法令変更有無を確認しております。法令チェックリスト、関係各省庁のホームページを確認し、最新の情報を随時アップデートすることで、法令変更がある場合の法令違反を未然に防止し、また、変化に対して迅速な対応をとれるように努めております。

⑬<法務・コンプライアンス>37号告示に対する対応（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社のAIソリューションサービスにおいては、準委任契約に基づく受任者として、当該契約先の企業から業務を受託し、多くの場合、当社社員（営業・コンサルタント）とフリーランスにてチームを組成して業務を行います。これら業務遂行にあたってフリーランスとの関係は準委任契約となり、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）」、その他の関係法令に従っております。この点、万が一、法令等違反行為が発生した場合、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、当該契約形態について偽装請負と誤認されるリスクがあるため、法的解釈に齟齬が生じないようにするため、重要な点について監督当局に事前問い合わせを実施したうえで、適切な業務形態について社内マニュアル、関係者への説明文書を作成して周知し、運用状況を定期的に確認することで、違法性を可能な限り排除しております。

⑭<法務・コンプライアンス>情報漏洩対策について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、業務遂行上、クライアントの機密情報、従業員などの個人情報等を保持しておりますが、万一これらの情報漏洩事故が発生した場合には、信用失墜による収益の減少、損害賠償費用等が発生し、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性があります。

当社では、各種情報の管理体制を構築し、社員教育等により従業員のモラル向上を図るなど情報管理を徹底しております。2021年2月には ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報の取扱いには細心の注意を払っております。さらに具体的には、社内環境はクラウド環境での作業を原則として不正データ持ち出しを防止とともに、社内での情報フォルダは必要な者しかアクセスできないように情報区分管理を徹底しております。また、当社は多くのフリーランスと業務を遂行しておりますので、フリーランスについては、情報取り扱いについての契約書記載を行い、情報セキュリティハンドブックの確認必須化、情報持ち出し・不正持ち出しがないことをAIソリューション事業部の社員（営業・コンサルタント）がフリーランスとの月次確認を通じて確認し、管理本部においてその運用状況確認を行うことで、情報管理を徹底しております。

⑮<法務・コンプライアンス>知的財産の侵害について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、業務遂行にあたり、第三者の知的財産権の侵害を行わないように留意しておりますが、当社事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、不可抗力により第三者の知的財産権を侵害する可能性は皆無ではありません。当社において、第三者が保有する知的財産権の侵害が生じた場合、ロイヤリティ支払や損害賠償請求等により、当社の業績及び事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、社員AIエンジニア・フリーランスにOSS（オープンソースソフトウェア）ライセンスの取り扱いについて周知、教育を実施して知的財産権侵害を防止するとともに、社員AIエンジニア・フリーランスからの報告を受けてAIソリューション事業部の社員（営業・コンサルタント）が確認し、管理本部においてその運用状況確認を行っております。また、当社類似サービスが特許を保有することを識別して必要と判断する場合、弁護士による検証を行い、知的財産権侵害を防止しております。

⑯<法務・コンプライアンス>第三者との係争について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、法令遵守を基本としたコンプライアンス活動の推進により、法令違反等を防止し、法改正等への適切な対応、契約行為が及ぼす法的効果の十分な検討を行うことで、訴訟に発展するリスクを排除するよう努めております。

しかしながら、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。係る訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生やブランドイメージの悪化等により、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、上述の事前防止措置は当然の事とし、万一問題が発生した場合には早急に社内エスカレーションを行い、問題拡大前に早期解決する体制としております。また、隨時、顧問弁護士とコミュニケーションをとっており、万一問題が発生した場合に早急に対応できる体制としております。

⑰<災害・事故等>システム障害等への対応について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しているため、自然災害や事故等によりインターネット通信網が遮断された場合や、アクセス急増に伴うサーバーダウンの際には、当社サービス提供に支障が生じる場合があります。また、外部からの不正アクセス等によって、当社システムに重大な影響が出る場合があり、大規模なシステム障害が発生した場合等には、当社の業績及び事業運営に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、このようなシステム障害等に備え、定期的バックアップ、稼働状況の常時監視、不正アクセス防止のためのセキュリティ強化、原則月次での不正アクセスチェック等のリスク対応策を講じております。

⑱<災害・事故等>自然災害対応について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

地震、津波、風水害等の大規模自然災害が発生し、事業の速やかな復旧・継続提供ができない場合、さらには人的被害が発生した場合には、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、事業継続計画（BCP）の整備、定期的訓練実施、通常時よりリモート環境での勤務を可能にして自然災害時にオフィスへの移動を不要にすること等によりこのような自然災害の影響を最小限に抑えるように努めております。

⑲<災害・事故等>新型コロナウイルス感染症について（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：小）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響が長期化した場合には、顧客のAIプロジェクト減少、また顧客のコスト削減に伴い外部発注が減少することが予想されることより、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、顧客や従業員の安全を第一に考え、衛生管理の徹底・リモート勤務等、新型コロナウイルス感染症防止対策に万全を期すために様々な対策を実施しております。

⑳<株主保護>新株予約権の行使による株式価値の希薄化

（発生可能性：大、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は取締役、監査役及び従業員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。当社では、適切な資本政策により、新株予約権の付与割合（将来株式価値の希薄化程度）をコントロールしております。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は258,400株であり、発行済株式総数10,000,000株の2.6%に相当しております。

㉑<株主保護>配当政策について（発生可能性：大、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。

将来的には、経営成績及び財政状態、事業環境などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ、株主に対する配当を実施していく方針であります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

②<株主保護>大株主について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社の代表取締役社長である住本幸士は、本書提出日現在、当社株式の96%を所有する大株主であります。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

なお、当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

③<株主保護>資金使途について（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：小）

当社の公募増資による資金調達の使途については、今後の事業拡大に向けた人件費や人材採用費等に充当する計画であります。しかしながら、経営環境等の変化に対応するため、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、当初の計画どおりに資金が使用された場合でも、想定どおりの成果をあげられない可能性があります。

なお、資金使途を変更する場合には、適時適切に開示等を行ってまいります。また、投資効果については継続的に投資効果を測定、改善を行い、想定どおりの成果をあげられるように取り組んでまいります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

##### ① 経営成績の状況

第7期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人消費や企業活動が大幅に制限され、極めて厳しい状況が続きました。一方、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が、AIアルゴリズム実装に対する需要を高めていると考えております。

当社においても、下期にかけて需要の高まりを取り込み、回復傾向を見せたものの、上期の新型コロナウイルス感染症の影響により、主にAIソリューションサービスにおいて顧客のAIプロジェクト終了や外部発注減少の影響を受けて売上が減少し、全体としても減収となりました。また、下期においては市場環境の回復傾向がみられたことから、第4四半期において次期に向けての積極的な人材投資・広告投資を行っており、営業利益は前期に比較して減益となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,466,755千円（前年同期比7.1%減）となり、営業利益は37,060千円（前年同期比39.4%減）、経常利益は35,717千円（前年同期比43.1%減）、当期純利益は23,889千円（前年同期比50.5%減）となりました。

なお、当社はAIアルゴリズム事業を主たる事業とする単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による経済活動の制限や個人消費の低迷により、依然として厳しい状況が続きました。直近では、ワクチン接種の普及拡大や感染者数の減少傾向が見られ、経済回復への期待感が高まっておりますが、変異株の拡大の可能性等、先行き不透明な状況が続いております。一方、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進は、AIアルゴリズム実装に対する需要を高めていると考えております。

当社においても、このような需要の高まりを取り込み、また、営業体制強化・継続的業務改善に取り組むことにより、当社サービスの拡大に繋げることができました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高は958,078千円、営業利益は75,901千円、経常利益は75,263千円、四半期純利益は52,202千円となりました。

なお、当社はAIアルゴリズム事業を主たる事業とする単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

##### ② 財政状態の状況

第7期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(資産の部)

当事業年度末における流動資産は421,322千円となり、前事業年度末に比べ72,026千円減少いたしました。これは主に敷金返還等に対する未収入金が26,731千円増加したものの、借入金の返済等により現金及び預金が84,092千円減少したこと、売上高の減少に伴い売掛金が20,291千円減少したこと等によるものであります。

また、当事業年度末における固定資産は5,803千円となり、前事業年度末に比べ33,534千円減少いたしました。これは主にオフィス移転等に伴い繰延税金資産が7,091千円減少したこと、敷金返還確定により投資その他の資産(その他)が22,943千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は427,126千円となり、前事業年度末に比べて105,560千円減少いたしました。

#### (負債の部)

当事業年度末における流動負債は231,694千円となり、前事業年度末に比べ93,180千円減少いたしました。これは主に借入金返済により1年内返済予定の長期借入金55,710千円が減少したこと、法人税等の支払いにより未払法人税等15,427千円が減少したこと等によるものであります。

また、当事業年度末における固定負債は73,252千円となり、前事業年度末に比べ36,269千円減少いたしました。これは主に1年内返済予定長期借入金への振替により長期借入金37,649千円が減少したこと等によるものであります。

この結果、当事業年度末における負債合計は304,947千円となり、前事業年度末に比べて129,449千円減少いたしました。

#### (純資産の部)

当事業年度末における純資産合計は122,178千円となり、前事業年度末に比べて23,889千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上による繰越利益剰余金23,889千円の増加があったことによるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

#### (資産の部)

当第2四半期会計期間末における流動資産は500,176千円となり、前事業年度末に比べ78,853千円増加いたしました。これは前オフィス移転に伴い、確定した敷金返還に対する未収入金が回収されたこと等により、未収入金・その他流動資産40,232千円が減少したもの、主に営業活動による収入等により現金及び預金が75,739千円増加したこと、売上高の増加に伴い売掛金が43,606千円増加したこと等によるものであります。

また、当第2四半期会計期間末における固定資産は5,503千円となり、前事業年度末に比べ300千円減少いたしました。これは借入金保証料の費用化等により投資その他の資産が526千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当第2四半期会計期間末における資産合計は505,679千円となり、前事業年度末に比べ78,553千円増加しております。

#### (負債の部)

当第2四半期会計期間末における流動負債は282,668千円となり、前事業年度末に比べ50,973千円増加いたしました。これは主に外注原価の増加により買掛金が23,452千円増加したこと、課税所得増加に伴い未払法人税等が22,975千円増加したこと等によるものであります。

また、当第2四半期会計期間末における固定負債は51,454千円となり、前事業年度末に比べ21,798千円減少しました。主に1年内返済予定長期借入金への振替により長期借入金20,419千円が減少したこと等によるものであります。

この結果、当第2四半期会計期間末における負債合計は334,122千円となり、前事業年度末に比べ29,174千円増加いたしました。

#### (純資産の部)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は171,557千円となり、前事業年度末に比べて49,378千円増加しました。これは、四半期純利益の計上等により、繰越利益剰余金が49,378千円増加したことによるものです。

### ③ キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物の残高(以下「資金」という。)は189,853千円となり、前事業年度末に比べ84,092千円減少いたしました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は13,025千円（前年同期は15,875千円の資金の減少）となりました。主な増加要因は、課税所得発生による税引前当期純利益35,717千円（前年同期比27,088千円減少）、主としてAIソリューションサービスの売上減少による売上債権の減少額20,291千円（前年同期は売上債権の増加額69,620千円）等がありましたことによるものであります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額25,519千円（前年同期比6,970千円増加）、主としてAIソリューションサービスの外注費減少による仕入債務減少額8,868千円（前年同期は仕入債務の増加額444千円）、主としてAI教育サービスの売上減少による前受金の減少額8,609千円（前年同期は前受金の減少額1,761千円）等があつたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は3,758千円（前年同期は1,034千円の資金の獲得）となりました。主な減少要因は、新規オフィス入居に伴う敷金及び保証金の差入による支出3,583千円（前年同期は敷金及び保証金の差入による支出はございません。）等があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は93,359千円（前年同期は118,847千円の資金の支出）となりました。主な減少要因は、計画返済及び早期返済に伴う長期借入金の返済による支出93,359千円（前年同期は長期借入金の返済による支出168,855千円）等があつたことによるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ75,739千円増加し、当第2四半期累計期間末には265,592千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動の結果得られた資金は、64,601千円となりました。

主な増加要因は、主としてAIソリューションサービスの事業・売上・売上原価拡大の影響を受け、税引前四半期純利益の計上75,263千円、仕入債務の増加23,452千円が増加し、また、前期中間納付の還付により、法人税等の還付額6,190千円等が発生したこと等によるものであります。一方、主な減少要因は、売上債権の増加43,606千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動の結果得られた資金は、30,534千円となりました。これは主に、旧オフィス退去に伴う敷金及び保証金32,022千円の回収等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動の結果支出した資金は、19,397千円となりました。これは、計画返済に伴う長期借入金19,397千円の返済によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

b 受注実績

提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

第7期事業年度及び第8期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はAIアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりませんが、販売実績をサービス区分ごとに示すと、以下のとおりであります。

サービスラインの名称	第7期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)			第8期第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
	販売高(千円)	構成比率(%)	前期比(%)	販売高(千円)
AIソリューション	1,229,454	83.8	94.5	863,037
AI教育	141,861	9.7	76.8	43,800
AIプロダクト	95,439	6.5	103.5	51,240
合計	1,466,755	100.0	92.9	958,078

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績については、売上高の10%以上に該当する販売先がないため、記載を省略しております。

(注) 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

貸倒引当金の計上基準については、「第5 経理の状況 1 (1) 財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」の記載のとおり計上を行っております。いずれも過去の実績に基づき算定しており、会計上の見積りの重要性は低く、当社の経営成績等に与える影響は軽微と判断しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績の分析

第7期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人消費や企業活動が大幅に制限され、極めて厳しい状況が続きました。一方、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が、AIアルゴリズム実装に対する需要を高めていると考えております。

(売上)

当事業年度における売上高は、1,466,755千円（前年同期比7.1%減）となりました。主な要因は、上期、新型

コロナウィルス感染症により、AIソリューションサービスの顧客のAIプロジェクト終了や外部発注減少につながり、売上が減少したことによるものであります。下期において、Webミーティングを活用して商談を増やし、新規受注より既存顧客に集中して営業活動を行う等の取り組みを行い、何より、新型コロナウィルス感染症の影響からの需要回復を要因として、主にAIソリューションサービスが下期に回復傾向を見せたものの、上期減収の影響が大きく、全体として減収となったものでございます。

(売上原価・売上総利益)

当事業年度における売上原価は、954,398千円（前年同期比12.0%減）となりました。主な要因は、事業規模拡大に伴う稼働人員が増加しているものの、固定費となる社員AIエンジニアの稼働を高めて対応することで、売上総利益は僅かながら増益とすことができました。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は512,356千円（前年同期比3.8%増）となりました。

(販売管理費及び一般管理費・営業利益)

当事業年度の販売管理費及び一般管理費は、475,295千円（前年同期比9.9%増）となりました。これは主に事業規模拡大に伴い5名人員が増加したことによる人件費の増加、株式上場に際して業務委託費・支払報酬等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は37,060千円（前年同期比39.4%減）となりました。

(営業外損益・経常利益)

当事業年度の営業外収益は、1,906千円となりました。これは主に、テレワーク導入補助金による補助金収入によるものであります。また、営業外費用は、3,249千円になりました。これは主に、支払利息によるものであります。

以上の結果、当事業年度の経常利益は、35,717千円（前年同期比43.1%減）となりました。

(特別損益・当期純利益)

当事業年度の税引前当期純利益は35,717千円（前年同期比43.1%減）となりました。法人税等を11,828千円計上したことにより、当期純利益は、23,889千円（前年同期比50.5%減）となりました。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウィルス感染症の再拡大による経済活動の制限や個人消費の低迷により、依然として厳しい状況が続きました。直近では、ワクチン接種の普及拡大や感染者数の減少傾向が見られ、経済回復への期待感が高まっておりますが、変異株の拡大の可能性等、先行き不透明な状況が続いております。一方、新型コロナウィルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進は、AIアルゴリズム実装に対する需要を高めていると考えております。

(売上)

当第2四半期累計期間における売上高は、958,078千円となりました。主な要因は、当社において上述の需要の高まりを取り込み、また、主力サービスであるAIソリューションサービスの人員増加（2021年4月に4名の社員営業・コンサルタント増員）・継続的業務改善に取り組むことにより、売上高の拡大に繋げることができたためでございます。

(売上原価・売上総利益)

当第2四半期累計期間における売上原価は、647,730千円となりました。主な要素は外注費等でございます。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上総利益は310,347千円となりました。

(販売管理費及び一般管理費・営業利益)

当第2四半期累計期間の販売管理費及び一般管理費は、234,446千円となりました。主な要素は、人件費等、広告宣伝費でございます。

以上の結果、当第2四半期累計期間の営業利益は、75,901千円となりました。

#### (営業外損益・経常利益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は、104千円となりました。また、営業外費用は、742千円になりました。これは主に、支払利息によるものであります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経常利益は、75,263千円となりました。

#### (特別損益・当期純利益)

当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は75,263千円となりました。四半期純利益は、法人税等を23,061千円計上したことにより、52,202千円となりました。

#### b 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②財政状態の状況」に記載のとおりであります。

#### c キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### ③ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社では、売上総利益を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として重視しております。引き続きこれらの指標を向上させるよう取り組んでまいります。

当社における経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の進捗は、全社合計で、2021年4月期 売上総利益512,356千円（前年同期比3.8%増）、2022年4月期 第2四半期累計期間 売上総利益310,347千円（前年同期比28.3%増\*）となっております。

特に当社における主力サービスであるAIソリューションサービスにおいて、2021年4月期においては売上高1,229,454千円（前年同期比5.5%減）、売上総利益346,315千円（前年同期比5.3%増）、月次稼働人員数92名（前年同期比3.1%減）となったものの、2022年4月期 第2四半期累計期間 売上高863,037千円（前年同期比50.1%増\*）、第2四半期累計期間 売上総利益244,847千円\*（前年同期比61.6%増\*）、第2四半期累計期間・月次稼働人員数124名\*（前年同期比39.4%増\*）となっております。

これは、新型コロナウイルス流行及び2020年4月の第一回緊急事態宣言発令の影響を受けて、顧客のAIプロジェクト終了や外部発注減少が起こり、一時的に収益減少に繋がったものの、それ以降は、緊急事態宣言発令の影響も受けず、堅調に回復していることを示しております。また、その要因は、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が、AIアルゴリズム実装に対する需要を高めているためと考えております。また、AIソリューションサービスにおいて、営業・コンサルタントをはじめ積極的な人材投資を行うことで組織力を強化し、行動量を増加したことが、月次稼働人員数の増大に繋がったものと考えております。今後も、AIソリューションサービスにおける営業・コンサルタントに対する人材投資、組織力強化を継続し、月次稼働人員数の最大化を行うことで、売上総利益、ひいては全社利益の最大化につなげていきたいと考えております。

\* 当該数値は、有限責任監査法人トーマツのレビューを受けておりません。

#### ④ 資本の財源及び資金の流動性

当社は、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保が必要であり、今後も積極的な採用活動を継続して実施する方針です。当社の資金需要の一部は、人材の拡充であり、必要な資金は借入の他、自己資金及び新株発行による調達資金により充足することとしております。

#### **4 【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

#### **5 【研究開発活動】**

第7期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度の設備投資の総額は335千円であります。その内訳は全額有形固定資産335千円の増加であり、主に、本社オフィス移転による内装工事等によるものでございます。

また、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間の設備投資の総額は724千円であります。その内訳は全額有形固定資産724千円の増加であり、主に、少額のパソコンの購入によるものでございます。

また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積m <sup>2</sup> )	ソフトウェ ア	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	150	909	— (—)	—	—	1,060	63 [2]

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を、[]外数で記載しております。

3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容及び年間賃借料の総額は下記のとおりであります。なお、2021年4月1日付で本社を移転しておりますが、年間賃借料は移転前の賃借料も含めて記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	土地面積 (m <sup>2</sup> )	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	85.74	30,770

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年11月30日現在)

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注) 2021年10月27日付の臨時株主総会により定款を変更し、96,000,000株減少し、発行可能株式総数は4,000,000株となっています。また、2021年10月13日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年11月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は36,000,000株増加し、40,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株となっております。(注) 1、2
計	10,000,000	—	—

(注) 1. 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。  
2. 2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 46
新株予約権の数(個)※	15,433 [15,317]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,433 [153,170] (注)1、(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	203 [21] (注)2、(注)3
新株予約権の行使期間※	2022年4月29日～2030年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 208 [21] (注)3 資本組入額 102 [11] (注)3、(注)4
新株予約権の行使の条件※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。付与対象者の退職等により、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10株あります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注)2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 3. 2021年10月13日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年11月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 4. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいはずか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第2回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)※	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 100 [1,000] (注) 1、(注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	203 [21] (注) 2、(注) 3
新株予約権の行使期間※	2020年4月30日～2030年4月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 208 [21] (注) 3 資本組入額 104 [11] (注) 3、(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。付与対象者の退職等により、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 2. 当社が株式分割(株式無料割り当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 3. 2021年10月13日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年11月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 4. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいはずか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第3回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社技術顧問 4 当社社外協力者 11
新株予約権の数(個)※	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,500 [15,000] (注) 1、(注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	203 [21] (注) 2、(注) 3
新株予約権の行使期間※	2020年4月30日～2030年4月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 208 [21] (注) 3 資本組入額 104 [11] (注) 3、(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。付与対象者の退職等により、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 3. 2021年10月13日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年11月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 4. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいかれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第4回新株予約権

決議年月日	2021年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 18
新株予約権の数(個)※	8,784 [8,630]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 8,784 [86,300] (注) 1、(注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	347 [35] (注) 2、(注) 3
新株予約権の行使期間※	2023年4月27日～2031年4月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 347 [35] (注) 3 資本組入額 174 [18] (注) 3、(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。付与対象者の退職等により、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 3. 2021年10月13日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年11月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 4. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいはずか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第5回新株予約権

決議年月日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)※	447 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 447 [4,470] (注) 1、(注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	347 [35] (注) 2、(注) 3
新株予約権の行使期間※	2023年5月1日～2031年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 347 [35] (注) 3 資本組入額 174 [18] (注) 3、(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。付与対象者の退職等により、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 3. 2021年10月13日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年11月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 4. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいはずか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月28日（注）1	999,223	1,000,000	—	7,770	—	—
2021年11月6日（注）2	9,000,000	10,000,000	—	7,770	—	—

(注) 1. 2020年4月28日付での株式分割（普通株式1株につき1,000,000/777株）によるものであります。

2. 2021年11月6日付での株式分割（普通株式1株につき10株）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	3	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	100,000	100,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000,000	100,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	100,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していく事を基本方針としています。しかしながら、本書提出日現在では事業の成長段階にある事から財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していく事が株主に対する最大の利益還元につながると考えています。この事から、創業以来配当を実施しておらず、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う事を基本方針としています。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めています。また、当社は、「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、めまぐるしい環境変化の中において、継続的に企業価値を向上させるためには、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンスの徹底が重要であると認識しております。

また、株主や顧客をはじめ、取引先、従業員等、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築き、持続的に企業価値を向上させることが経営の重要課題と捉えております。そのため、意思決定や業務執行の迅速性を図り、経営の効率性・透明性を高めるとともに、リスク管理・コンプライアンス体制の強化等、実行性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社・監査役会設置会社であり、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）を選任しております。

監査役会設置会社を選択したのは、監査役任期・独任制維持の観点から、長期安定的体制監査・監査役の単独権限行使が可能な監査役会設置会社が現状におけるガバナンス強化に資すること、また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しており、当該体制において、取締役の相互監督及び監査役による経営監視機能が十分に機能し、経営の適正性・健全性が確保されていると考えているためであります。

また、リスク管理・コンプライアンス状況を審議する機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置することにより、ガバナンス体制の強化を図っております。

機関毎の構成員は次のとおりであります（◎は議長を示します）。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	リスク管理・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	住本 幸士	◎		◎
取締役	島田 雄太	○		○
取締役	治田 知明	○		○
取締役（社外）	高畠 和明	○		
常勤監査役（社外）	塚原 謙二	○	◎	○
監査役（社外）	串田 隆徳	○	○	
監査役（社外）	清水 幸明	○	○	

#### （取締役会）

当社の取締役会は、取締役 4 名（うち社外取締役 1 名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月 1 回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。構成員の氏名については「（2）役員の状況」に記載のとおりであり、議長は代表取締役社長である住本幸士が務めております。

#### （監査役会）

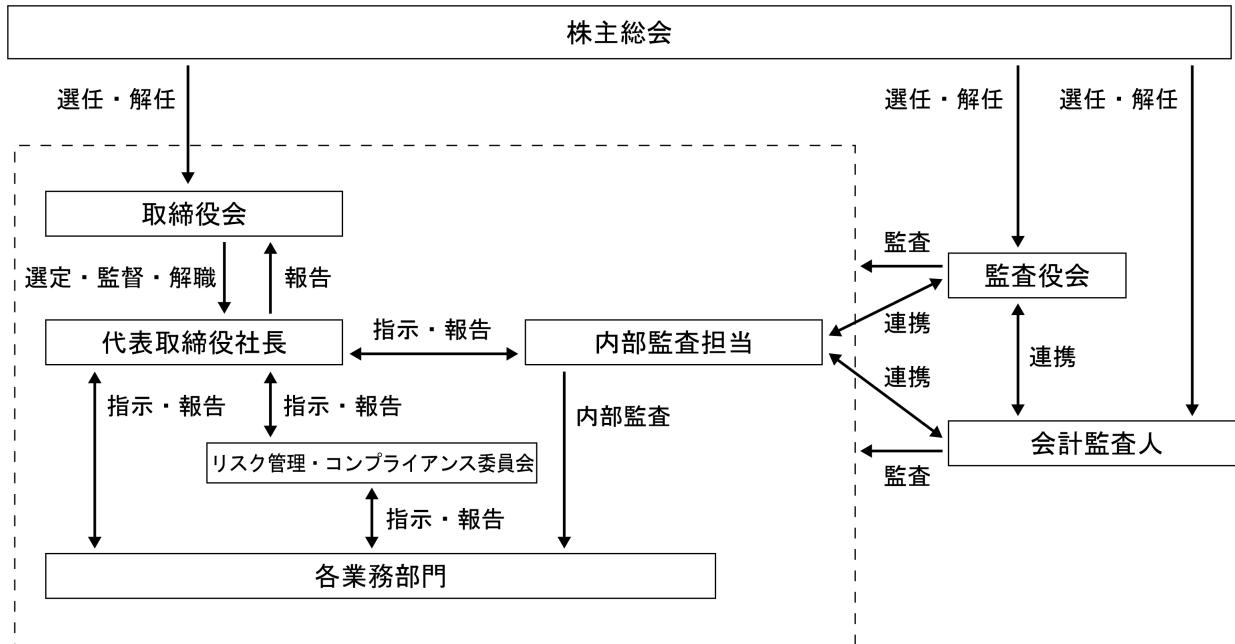
当社の監査役会は、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名の計 3 名によって構成されており、その全員が社外監査役です。監査役は、取締役会等の重要な会議の出席や、各取締役等からの報告収受など取り組んでおります。毎月 1 回の開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査方針・監査計画ならびに監査の状況および結果について適宜協議を行い、各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努めております。構成員の氏名については「（2）役員の状況」に記載のとおりであり、議長は常勤監査役である塚原謙二が務めております。

#### （内部監査担当）

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続及び内容の妥当性等について、監査を実施しております。また、内部監査担当と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

## (リスク管理・コンプライアンス委員会)

当社は、リスク防止に関する方針及び対策等を審議し、法令・諸規則等遵守経営の徹底を図るためリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、取締役3名、常勤監査役1名を中心に構成され、その他従業員（内部監査担当、事業本部内各事業部長及び事業部長が部門内で指名する者、管理本部経理財務部長、運営事務局メンバー）が参加し、原則として、四半期に1回以上開催するほか、必要に応じて開催することとしております。リスク管理については、経営リスク、法令リスク、情報セキュリティリスク及び災害リスクの適正な管理のため、これらのリスクについて管理責任者を定め、リスク管理のための体制を整備しております。コンプライアンスについては当社及び当社に勤務する者による違法行為を未然に防止するとともに、経営の健全性を高めるための内部管理体制の整備及び維持を図っております。また、必要あるときは適宜、弁護士、会計監査人及び税理士等に相談を行い、管理体制の強化を図っております。



### ③ 企業統治に関するその他の事項

#### a. 内部統制システムの状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、「内部統制システムに関する基本方針」を以下の通り定めております。

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合する事を確保するため、「企業理念」を制定し、役職員はこれを遵守する。

(b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。

(c) 人事総務部をコンプライアンスの統括部署として、リスク管理・コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、組織的にコンプライアンスの強化を行っております。（具体的には年4回の「リスクコンプライアンス研修」を実施しております。）

(d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査担当を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。（具体的には、原則として四半期ごとに1回、さらに必要に応じて情報交換を実施しております。）

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

(b) 文書管理部署の人事総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。（具体的には、リスク管理部門として人事総務部がリスク管理活動を統轄しております。）

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 取締役会のもとに取締役会事務担当を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部門長に伝達する。また、社長及び担当取締役は各部門長に経営の現状を説明し、各部門長は各部門の業務執行状況を報告する。
- (c) 取締役会のもとに各部門長で構成された取締役週次報告会を設置し、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。
- (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

### 5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「企業理念」を全社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- (b) 内部監査による業務監査により、当社の業務全般にわたる適法性・業務効率性を確保する。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- (b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
  - ・取締役会議事録
  - ・取締役週次報告会資料
  - ・各種規程
  - ・その他監査役から依頼のあった全ての資料

### 8. その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

- (a) 代表取締役社長及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (b) 監査役は、取締役を始め、取締役週次報告会等重要な会議に出席する事により、重要な報告を受ける体制とする。
- (c) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受ける事により、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」においてリスク管理体制の基本的事項を定めており、体制の運用に関して役職員へ周知徹底しております。また、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を四半期に一度その他必要に応じて開催し、リスク管理体制の重要事項の協議を行っております。

また、リスク発生時には、各部門責任者を通じて取締役および代表取締役社長に連絡し、必要かつ適切な指示を受けた後に行動する事としております。

c. 責任限定契約の内容の概況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結し、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときには限られます。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った事による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる旨を定款で定めており、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する事ができる旨を定款で定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に發揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

e. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約により補填することとする予定です。なお、被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役とし、保険料は全額当社が負担する予定です。

f. 取締役の定数

当社の取締役の定数は、3名以上とする旨を定款に定めています。

g. 取締役の選任決議要件

当社では取締役の選任決議要件について、議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めています。

h. 剰余金の配当及び中間配当

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定することができる旨、及び会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

i. 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	住本 幸士	1981年5月28日	2006年1月 2008年9月 2014年5月 2015年11月	個人事業主として開業 エッジシステム株式会社設立 代表取締役(現任) 当社代表取締役社長(現任) エッジトレーディング株式会社代表取締役就任(現任)	注4	9,600,000
取締役 事業本部長	島田 雄太	1982年1月22日	2006年3月 2008年12月 2019年1月 2019年7月 2020年7月	株式会社ジェイ・エヌ・エス入社 Saxo Bank Japan 株式会社 (現サクソバンク証券株式会社) 入社 当社入社 当社取締役就任(現任) 当社事業本部長就任(現任)	注4	300,000
取締役 管理本部長	治田 知明	1977年5月13日	2006年12月 2019年7月 2019年7月 2020年7月	監査法人トーマツ(現 有 限責任監査法人トーマツ) 入所 当社入社 当社取締役就任(現任) 当社管理本部長就任(現任)	注4	100,000
取締役	高畠 和明	1969年5月6日	1992年5月 1995年10月 2000年4月 2007年7月 2008年10月 2014年8月 2014年10月 2016年5月 2019年10月 2020年9月 2020年12月	Yamaichi International Europe 入社 IBJ Lanston Futures入社 Patsystems Pte Ltd入社 SaxoCapital Markets Pte Ltd 入社 同社 アジア地域最高経営責任者就任 Allocated Bullion Solutions 非常勤取締役就任 Financial Carrot Pte. Ltd. 設立 社長(現任) OANDA Asia Pacific Pte Ltd 取 締役社長就任 アジア最高責 任者 Cult Wines (S) Pte Ltd アジア地域コマーシャルデ ィレクター(現任) TransferMate (S) Pte Ltd 非常勤取締役(現任) 当社 社外取締役就任(現 任)	注4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役	塚原 謙二	1956年11月27日	1981年4月 2012年10月 2014年6月 2017年6月 2019年7月 2020年3月 2020年7月	株式会社東芝入社 東芝システムテクノロジー 株式会社入社 同社 代表取締役社長 就任 東芝クライアントソリューション株式会社 (現.Dynabook 株式会社)常勤監査役就任 株式会社D E C E M 常勤監査役就任 株式会社ヴィクシア社外監査役就任 当社常勤監査役就任(現任)	注5	-
監査役	串田 隆徳	1977年1月12日	2004年12月 2014年4月 2016年9月 2017年6月 2019年3月 2020年4月 2021年12月	監査法人トーマツ(現 有 限責任監査法人トーマツ) 入所 株式会社ソーシャルクッショ ン設立 取締役就任 税理士法人串田会計事務所 (現 令和税理士法人) 入所 (現任) 株式会社リプロセル 社外監 査役就任(現任) 株式会社フォーデジット 社 外取締役就任(現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社iXp社外監査役就任 (現任)	注5	-
監査役	清水 幸明	1980年8月16日	2004年10月 2010年8月 2013年4月 2015年11月 2015年12月 2017年4月 2018年11月 2019年10月 2020年11月	長島・大野・常松法律事務 所入所 ㈱東京証券取引所出向 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱ 三菱UFJ銀行) 出向 同所 退所 宇都宮・清水法律事務所開 設(現 宇都宮・清水・陽來 法律事務所)(現任) 法政大学法科大学院兼任教 授(現任) サンケイリアルエステート 投資法人監督役員(現任) 株式会社ROBOT PAYMENT社外 取締役(現任) 当社監査役就任(現任)	注5	-
計						10,000,000

- (注) 1. エッジシステム株式会社、エッジトレーディング株式会社は、現在、住本幸士の個人資産を管理・運用する会社であり、その他の事業は提出日現在において行っておりません。  
 また、当社と、これらの会社との間に資本関係は存在せず、その他事項を加味しても、企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準等に照らして、連結の範囲に含まれる会社には該当いたしません。
2. 取締役高畠和明は、社外取締役であります。
3. 監査役塚原謙二、監査役串田隆徳、監査役清水幸明は、社外監査役であります。
4. 2021年10月27日付の臨時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2021年10月27日付の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

## ② 社外役員の状況

### a. 社外取締役

当社の社外取締役は1名であります。

高畠和明は事業会社経営における専門的な知識や深い経験を有しており、社外取締役として独立した立場からの、当社の経営及び財務に対する助言及び意見等を期待して社外取締役として適任であると判断しております。なお、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

### b. 社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外監査役については、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、経営に対する客観的かつ的確な助言を求めるとともに、取締役の職務執行の監督を期待しております。

常勤社外監査役塚原謙二は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有している事から、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役串田隆徳は、監査法人での監査経験及びコンサルティング会社での経験があり、また、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事から、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役清水幸明は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの助言及び意見等を期待し、社外監査役として適任であると判断しております。

なお、社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

### c. 社外取締役および社外監査役の提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の規則等を参考にして、社外取締役および社外監査役と当社間の独立性を阻害しないか判定の上、候補者を選定しております。なお、選任に当たっては経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できるか、実質的に判断を行っております。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役及び会計監査人は、相互の監査計画の交換並びにその説明、報告、面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化を連携して行い監査の質的向上を図っております。

また、社外監査役及び内部監査担当は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告・業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等を実施しております。

以上の社外監査役、会計監査人及び内部監査担当の相互連携のために、三様監査会議を定期開催（概ね3ヵ月に一度程度）しております。

また、社外監査役は、必要に応じ、内部監査、監査役監査、会計監査の内容について、関連部門に報告を求め、適宜情報交換を行っており、内部統制部門と緊密に連携し、適宜必要なヒアリングを行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

##### 1. 組織・人員

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役 1名、非常勤監査役 2名の合計 3名で構成されており、全員が社外監査役であります。現在、監査役会議長は常勤社外監査役の塚原謙二が務めております。

常勤社外監査役塚原謙二は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有しております。

社外監査役串田隆徳は、監査法人での監査経験及びコンサルティング会社での経験があり、また、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役清水幸明は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面から専門的知見を有しております。

最近事業年度においては監査役協議会を定期的に開催しており、監査役間の情報共有及び意見交換を行っております。個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席率
	監査役協議会
塚原 謙二（常勤監査役）	100%（4回/4回）
串田 隆徳（非常勤監査役）	100%（4回/4回）

なお、当社は2020年10月30日開催の臨時株主総会後、監査役会設置会社へ移行いたしました。監査役会設置日翌営業日以降の2020年11月から2021年4月において、当社は監査役会を毎月開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席率
	監査役会
塚原 謙二（常勤監査役）	100%（7回/7回）
串田 隆徳（非常勤監査役）	100%（7回/7回）
清水 幸明（非常勤監査役）	100%（7回/7回）

##### 2. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。

最近事業年度は合計 7回開催し、1回あたりの所要時間は約 1 時間でした。年間を通じ次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議 5 件：監査役会議長・常勤監査役の選任、監査役監査基準・監査役会規則制定等

報告 5 件：監査役月次活動状況報告

検討・協議 7 件：取締役会議案の事前検討、監査役の業務分担、期末監査計画等

##### 3. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、主に常勤監査役が、取締役・監査役協議会、役員報告会、リスク管理コンプライアンス委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じた提言を行っています。

また、常勤監査役は、取締役社長・管理本部管掌・事業管掌の取締役との会談を年32回開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。加えて、監査役全員と取締役社長との意見交換会を定期開催（年1回）し、内部統制システムの高度化に向けた意見交換を行っています。

監査役会は、当事業年度は主として、下記の重点監査項目に取り組んでおります。

1. 取締役の経営判断原則の遵守状況と経営判断の健全性、妥当性

常勤監査役は、取締役会、重要会議及び取締役との面談の中で、監査役会は取締役会の中で、取締役の経営判断に関する原則遵守、健全性、妥当性を確認しており、必要に応じて提言を実施しております。

2. 特別利益関係者との取引状況（競業取引、利益相反取引、関連当事者取引）

関連当事者リスト及び取引有無が記載された対象会社一覧表の更新状況を確認するとともに、役員が実質的に保有している会社等の網羅性も確認を行いました。

また、監査役は、取締役会に提出される議案に関し、取引の必要性及び取引条件の妥当性をチェックしております。

3. 内部統制システムの整備・運用状況

常勤監査役は、取締役が行う内部統制システムの構築・運用状況を、部門往査及び重要書類監査により確認し検証を行いました。また、常勤監査役は、取締役会が決議する「内部統制システム構築の基本方針」に従い、内部監査担当と連携をとりながら、内部監査担当より当該年度における基本計画の説明を受け、必要により提言を行いました。

なお、監査役会は、内部監査担当より当該年度の監査結果の報告を受けて、内部監査の有効性を評価しております。

4. 会計監査人（監査法人）の監査の相当性、適正性

常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当が出席する三様監査会議を定期的に開催し、会計監査人より報告を受け、意見交換を行っております。また、監査役会は、会計監査人の当該年度の監査報告を受けて、その相当性、適正性を評価しております。

4. 社外取締役との連携

常勤監査役は、社外取締役1名との間で、毎月の取締役会終了後など、隨時、情報・意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社は代表取締役社長の直轄の組織として専任の内部監査担当を1名配置しております。内部監査担当は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査担当、監査役監査及び会計監査の相互連携状況は下記のとおりでございます。

a 内部監査担当と監査役監査との連携状況

内部監査担当は、監査役による効率的な監査の遂行に資するよう監査報告書の写しを都度常勤監査役に送付するほか、週次で常勤監査役と連絡会を開催し、監査役および内部監査担当相互の監査計画並びに実績を共有し、意見交換を実施しております。

また、監査役は、必要に応じ、内部監査担当に対して、内部統制システムの状況およびリスク評価等について報告を求め、また監査役監査への協力を求めています。

b 内部監査担当と会計監査との連携状況

内部監査担当は、会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて同時に打合せ、意見交換を実施しています。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員、業務執行社員 浅井 則彦

指定有限責任社員、業務執行社員 大山 順司

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他11名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、当社の監査法人に求められる品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等、さらに当社の事業領域への理解度が十分であることを監査法人の選定方針としており、これらの事項を総合的に勘案し検討した結果、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等の観点から、有限責任監査法人トーマツに対する評価を行っており、同法人による会計監査は、会計監査人としての職務を適切に遂行できているものと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
14,000	6,000	15,500	—

(注)当社における非監査業務の内容は、株式上場を前提とした課題抽出のための調査、及び監査受託のための調査であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間の妥当性、当社の規模や業務の特性等を勘案して協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

最近事業年度の末日においては、会社法第2条11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬限度額は、2021年10月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（決議時点の取締役の員数は3名）、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）と決議されております。取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会にて適正な報酬額を決定しております。監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当する者はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	26,030	26,030	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	7,120	7,120	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

(1)当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2019年5月1日から2020年4月30日まで)及び当事業年度(2020年5月1日から2021年4月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(2)当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2021年8月1日から2021年10月31日まで)及び第2四半期累計期間(2021年5月1日から2021年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修の受講及び刊行物の定期購読等を行っております。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	273, 946	189, 853
売掛金	190, 171	169, 879
貯蔵品	94	120
前渡金	165	88
前払費用	12, 783	12, 120
未収入金	4, 721	31, 452
その他	12, 635	18, 825
貸倒引当金	△1, 168	△1, 019
流动資産合計	<u>493, 348</u>	<u>421, 322</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	8, 250	164
減価償却累計額	△5, 421	△13
建物（純額）	2, 828	150
工具、器具及び備品	2, 796	2, 840
減価償却累計額	△1, 037	△1, 931
工具、器具及び備品（純額）	1, 759	909
有形固定資産合計	<u>4, 588</u>	<u>1, 060</u>
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	1, 287	1, 316
繰延税金資産	7, 091	—
その他	26, 360	3, 417
投資その他の資産合計	<u>34, 750</u>	<u>4, 743</u>
固定資産合計	<u>39, 338</u>	<u>5, 803</u>
資産合計	<u>532, 686</u>	<u>427, 126</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	102,829	93,960
1年内返済予定の長期借入金	93,359	37,649
未払金	30,158	39,342
未払費用	35,449	28,409
未払法人税等	15,497	70
前受金	22,265	13,655
預り金	7,531	6,143
その他	17,785	12,464
<b>流動負債合計</b>	<b>324,875</b>	<b>231,694</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	109,522	71,873
繰延税金負債	—	1,379
<b>固定負債合計</b>	<b>109,522</b>	<b>73,252</b>
<b>負債合計</b>	<b>434,397</b>	<b>304,947</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>7,770</b>	<b>7,770</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	90,511	114,400
<b>利益剰余金合計</b>	<b>90,511</b>	<b>114,400</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>98,281</b>	<b>122,170</b>
<b>新株予約権</b>	<b>8</b>	<b>8</b>
<b>純資産合計</b>	<b>98,289</b>	<b>122,178</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>532,686</b>	<b>427,126</b>

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間  
(2021年10月31日)

資産の部	
流动資産	
現金及び預金	265, 592
売掛金	213, 486
貯蔵品	122
その他	22, 255
貸倒引当金	△1, 280
流动資産合計	500, 176
固定資産	
有形固定資産	1, 286
投資その他の資産	4, 216
固定資産合計	5, 503
資産合計	505, 679
負債の部	
流动負債	
買掛金	117, 412
1年内返済予定の長期借入金	38, 671
未払法人税等	23, 045
その他	103, 539
流动負債合計	282, 668
固定負債	
長期借入金	51, 454
固定負債合計	51, 454
負債合計	334, 122
純資産の部	
株主資本	
資本金	7, 770
利益剰余金	163, 779
株主資本合計	171, 549
新株予約権	8
純資産合計	171, 557
負債純資産合計	505, 679

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上高	1,578,605	1,466,755
売上原価	1,085,010	954,398
売上総利益	493,594	512,356
販売費及び一般管理費	※1 432,471	※1 475,295
営業利益	61,123	37,060
営業外収益		
受取利息	3	2
還付消費税等	3,720	—
補助金収入	1,489	1,843
仮想通貨売却益	823	—
その他	349	61
営業外収益合計	6,385	1,906
営業外費用		
支払利息	3,966	2,373
支払保証料	732	876
その他	4	—
営業外費用合計	4,703	3,249
経常利益	62,805	35,717
税引前当期純利益	62,805	35,717
法人税、住民税及び事業税	21,680	3,357
法人税等調整額	△7,091	8,471
法人税等合計	14,588	11,828
当期純利益	48,217	23,889

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自2019年5月1日 至2020年4月30日)	当事業年度 (自2020年5月1日 至2021年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		131,752	12.1	131,621	13.8
II 経費	※	953,258	87.9	822,777	86.2
売上原価		1,085,010	100.0	954,398	100.0

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	935,145	811,162
その他	18,112	11,615

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間  
 (自 2021年5月1日  
 至 2021年10月31日)

売上高	958,078
売上原価	647,730
売上総利益	310,347
販売費及び一般管理費	※1 234,446
営業利益	75,901
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	0
雑収入	103
営業外収益合計	104
営業外費用	
支払利息	651
その他	91
営業外費用合計	742
経常利益	75,263
税引前四半期純利益	75,263
法人税等	23,061
四半期純利益	52,202

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位 : 千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計		
	資本金	利益剰余金					
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繙越利益剰余金					
当期首残高	7,770	42,293	42,293	50,063	—		
当期変動額							
当期純利益		48,217	48,217	48,217	48,217		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					8		
当期変動額合計	—	48,217	48,217	48,217	8		
当期末残高	7,770	90,511	90,511	98,281	8		
					98,289		

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

(単位 : 千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計		
	資本金	利益剰余金					
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繙越利益剰余金					
当期首残高	7,770	90,511	90,511	98,281	8		
当期変動額							
当期純利益		23,889	23,889	23,889	23,889		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—		
当期変動額合計	—	23,889	23,889	23,889	—		
当期末残高	7,770	114,400	114,400	122,170	8		
					122,178		

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	62,805	35,717
減価償却費	3,865	3,863
貸倒引当金の増減額（△は減少）	414	△149
受取利息及び受取配当金	△3	△2
補助金収入	△1,489	△1,843
仮想通貨売却損益（△は益）	△823	—
支払利息	3,966	2,373
売上債権の増減額（△は増加）	△69,620	20,291
たな卸資産の増減額（△は増加）	△94	△26
前渡金の増減額（△は増加）	2,662	76
仕入債務の増減額（△は減少）	444	△8,868
前受金の増減額（△は減少）	△1,761	△8,609
未払金の増減額（△は減少）	10,546	9,184
未払消費税等の増減額（△は減少）	△1,409	△5,320
その他	△4,357	△8,158
<b>小計</b>	<b>5,147</b>	<b>38,527</b>
利息及び配当金の受取額	3	2
補助金の受取額	1,489	1,843
利息の支払額	△3,966	△2,373
法人税等の支払額	△18,549	△25,519
法人税等の還付額	—	545
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△15,875</b>	<b>13,025</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△2,460	△335
仮想通貨売却による収入	3,508	—
仮想通貨購入による支出	△90	—
敷金及び保証金の差入による支出	—	△3,583
敷金及び保証金の回収による収入	76	160
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,034</b>	<b>△3,758</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	50,000	—
長期借入金の返済による支出	△168,855	△93,359
新株予約権の発行による収入	8	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△118,847</b>	<b>△93,359</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△133,687	△84,092
現金及び現金同等物の期首残高	407,634	273,946
現金及び現金同等物の期末残高	※1 273,946	※1 189,853

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間  
(自 2021年5月1日  
至 2021年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	75,263
減価償却費	498
貸倒引当金の増減額（△は減少）	261
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	651
売上債権の増減額（△は増加）	△43,606
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1
前渡金の増減額（△は増加）	88
仕入債務の増減額（△は減少）	23,452
前受金の増減額（△は減少）	△8,741
未払金の増減額（△は減少）	△9,236
未払消費税等の増減額（△は減少）	4,526
その他	15,993
<b>小計</b>	<b>59,148</b>
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△651
法人税等の支払額	△86
法人税等の還付額	6,190
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>64,601</b>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△724
敷金及び保証金の差入による支出	△763
敷金及び保証金の回収による収入	32,022
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>30,534</b>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△19,397
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,397
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	75,739
現金及び現金同等物の期首残高	189,853
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 265,592

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 4年

工具、器具及び備品のうち、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

②長期前払費用

均等償却によっております。

### 2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年

工具、器具及び備品 4年

工具、器具及び備品のうち、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

②長期前払費用

均等償却によっております。

### 2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (重要な会計上の見積り)

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

#### (未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

- 「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### 1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### 2. 適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

- 「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

### 1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## 2. 適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首純資産に影響が反映され、利益剰余金の期首残高に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2021年4月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度87%、当事業年度89%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
給料手当	169,950千円	199,384千円
広告宣伝費	49,854〃	47,750〃
減価償却費	3,530〃	3,696〃
貸倒引当金繰入	500〃	△18〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	777	999,223	—	1,000,000

(変動事由の概要)

普通株式数の増加999,223株は、2020年4月28日付で実施した株式分割（普通株式1株につき1,000,000/777株）によるものであります。

2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
第3回自社株式オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7
合計		—	—	—	—	8

4. 配当に関する事項

該当事項はございません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

(変動事由の概要)

2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
第3回自社株式オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	8

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金	273,946千円	189,853千円
現金及び現金同等物	273,946千円	189,853千円

## 2 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用は安全性の高い金融資産で行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	273, 946	273, 946	—
(2) 売掛金	190, 171	190, 171	—
(3) 未収入金	4, 721	4, 721	—
資産計	468, 838	468, 838	—
(1) 買掛金	102, 829	102, 829	—
(2) 未払金	30, 158	30, 158	—
(3) 未払費用	35, 449	35, 449	—
(4) 未払法人税等	15, 497	15, 497	—
(5) 預り金	7, 531	7, 531	—
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	202, 881	202, 662	△218
負債計	394, 346	394, 127	△218

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、並びに(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

当社では、長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	273, 946	—	—	—
売掛金	190, 171	—	—	—
未収入金	4, 721	—	—	—
合計	468, 838	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	93, 359	37, 649	35, 879	18, 178	7, 152	10, 664
合計	93, 359	37, 649	35, 879	18, 178	7, 152	10, 664

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用は安全性の高い金融資産で行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

#### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	189,853	189,853	—
(2) 売掛金	169,879	169,879	—
(3) 未収入金	31,452	31,452	—
資産計	391,186	391,186	—
(1) 買掛金	93,960	93,960	—
(2) 未払金	39,342	39,342	—
(3) 未払費用	28,409	28,409	—
(4) 未払法人税等	70	70	—
(5) 預り金	6,143	6,143	—
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	109,522	109,422	△99
負債計	277,447	277,348	△99

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金(2) 売掛金、並びに(3)未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、並びに(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

当社では、長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	189,853	—	—	—
売掛金	169,879	—	—	—
未収入金	31,452	—	—	—
合計	391,186	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	37,649	35,879	18,178	7,152	7,152	3,512
合計	37,649	35,879	18,178	7,152	7,152	3,512

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2020年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2021年11月6日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

### (1) ストック・オプションの内容

#### 第1回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 46
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 170,420株
付与日	2020年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2020年4月30日～2022年4月28日
権利行使期間	2022年4月29日～2030年4月28日

#### 第2回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,000株
付与日	2020年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年4月30日～2030年4月29日

#### 第3回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の技術顧問 4 当社の社外協力者 11
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 15,000株
付与日	2020年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年4月30日～2030年4月29日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
決議年月日	2020年4月28日	2020年4月28日	2020年4月28日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	170,420	1,000	15,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	170,420	1,000	15,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
決議年月日	2020年4月28日	2020年4月28日	2020年4月28日
権利行使価格(円)	203	203	203
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	5	5

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法はDCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）により行っております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの  
権利行使日における本源的価値の合計額 千円

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2021年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2021年11月6日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

第1回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 40
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 154,330株
付与日	2020年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2020年4月30日～2022年4月28日
権利行使期間	2022年4月29日～2030年4月28日

第2回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,000株
付与日	2020年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年4月30日～2030年4月29日

第3回新株予約権

決議年月日	2020年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の技術顧問 4 当社の社外協力者 11
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 15,000株
付与日	2020年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年4月30日～2030年4月29日

第4回新株予約権

決議年月日	2021年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 18
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 87,840株
付与日	2021年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2021年4月30日～2023年4月26日
権利行使期間	2023年4月27日～2031年4月26日

第5回新株予約権

決議年月日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 4,470株
付与日	2021年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2021年4月30日～2023年4月30日
権利行使期間	2023年5月1日～2031年4月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
決議年月日	2020年4月28日	2020年4月28日	2020年4月28日
権利確定前(株)			
前事業年度末	170,420	1,000	15,000
付与			
失効	16,090	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	154,330	1,000	15,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
決議年月日	2021年4月26日	2021年4月30日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	87,840	4,470
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	87,840	4,470
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
決議年月日	2020年4月28日	2020年4月28日	2020年4月28日
権利行使価格(円)	203	203	203
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	5	5

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
決議年月日	2021年4月26日	2021年4月30日
権利行使価格(円)	347	347
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法はDCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）により行っております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 2,452千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの  
権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	2,783千円
フリーレント賃料	601〃
資産除去債務	1,750〃
未払事業税	1,640〃
ソフトウエア	466〃
貸倒引当金	59〃
減価償却超過額	1,328〃
繰延税金資産小計	8,630千円
評価性引当額	△370〃
繰延税金資産合計	8,259千円

繰延税金負債

未収事業税	△1,168千円
繰延税金負債合計	△1,168千円
繰延税金資産純額	7,091千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
軽減税率適用による影響	△1.0%
所得拡大税制による税額控除	△4.9%
評価性引当額の増減	△4.1%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2%

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

フリーレント賃料	378千円
資産除去債務	57〃
ソフトウェア	1,450〃
繰延税金資産小計	1,886千円
評価性引当額	△1,342〃
繰延税金資産合計	543千円

繰延税金負債

未収事業税	△1,923千円
繰延税金負債合計	△1,923千円
繰延税金負債純額	△1,379千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づき、本社の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りには、専門業者より取得した見積り金額7,700千円を用いております。使用見込期間についてでは、2年11ヶ月を用いております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首時点において、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は7,700千円であります。当事業年度における増減はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づき、本社の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当事業年度末においては、移転前及び移転後の本社双方の資産除去債務を計上しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積には、専門業者より取得した金額を用いております。

移転前の本社に係る資産除去債務は7,400千円を計上しており、使用見込期間については、2年11ヶ月を用いております。

移転後の本社に係る資産除去債務の見積は2,000千円であり、使用見込期間については、2年を用いております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首時点において、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は7,700千円であります。

当事業年度末における金額は、期首時点の金額7,700千円に、本社移転による新規不動産賃貸借契約に伴う増加額2,000千円、見積の変更による減少300千円を調整した9,400千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

当社は、AIアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

当社は、AIアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【関連情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

#### 1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	AIソリューション	AI教育	AIプロダクト	合計
外部顧客への売上高	1,301,564	184,812	92,228	1,578,605

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

#### 1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	AIソリューション	AI教育	AIプロダクト	合計
外部顧客への売上高	1,229,454	141,861	95,439	1,466,755

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

**1 関連当事者との取引**

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	住本 幸士	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接96%	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証	115,897	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額には、被保証債務の当事業年度期末残高を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

**2 親会社又は重要な関連会社に関する注記**

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

**1 関連当事者との取引**

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	住本 幸士	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接96%	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証	49,375	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額には、被保証債務の当事業年度期末残高を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

**2 親会社又は重要な関連会社に関する注記**

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)	当事業年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月 30日)
1 株当たり純資産額	9.83円	12.22円
1 株当たり当期純利益	4.82円	2.39円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2020年 4月 28 日付で普通株式 1 株につき 1,000,000/777 株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
- また、当社は、2021年 11月 6 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)	当事業年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月 30日)
当期純利益(千円)	48,217	23,889
普通株式に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	48,217	23,889
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000	10,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 3 種類 新株予約権の数 186,420 個 (普通株式 186,420 株)	新株予約権 5 種類 新株予約権の数 262,640 個 (普通株式 262,640 株)
	なお、「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	なお、「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2020年 4月 30日)	当事業年度 (2021年 4月 30日)
純資産の部の合計額(千円)	98,289	122,178
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8	8
(うち新株予約権)(千円)	( 8 )	( 8 )
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	98,281	122,170
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,000,000	10,000,000

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

株式の分割及び単元株制度の採用

当社は2021年10月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月6日付をもって株式分割を行っております。また、当社は、2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年11月5日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000,000株
今回の株式分割により増加する株式数	9,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年11月6日

(4) 新株予約権に与える影響

当該株式分割の影響による調整については、「ストック・オプション等関係」において反映されております。

(5) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

**【注記事項】**

(会計方針の変更)

当第2四半期累計期間(自 2021年5月1日至 2021年10月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) (以下「収益認識会計基準」という。) 等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部のシステム利用料売上について、従来は役務提供の開始時点で収益を認識しておりましたが、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり、収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、当第2四半期累計期間の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響額は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日至 2021年10月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日至 2021年10月31日)
給料手当	113,090千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日至 2021年10月31日)
現金及び預金	265,592千円
現金及び現金同等物	265,592千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2021年5月1日至 2021年10月31日)

当社は、AIアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年5月1日至 2021年10月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	AIアルゴリズム事業
AIソリューションサービス	863,037
AI教育サービス	43,800
AIプロダクトサービス	51,240
顧客との契約から生じる収益	958,078
外部顧客への売上高	958,078

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
1株当たり四半期純利益	5円22銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	52,202
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	52,202
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

株式の分割及び単元株制度の採用

当社は2021年10月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月6日付をもって株式分割を行っております。また、当社は、2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年11月5日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000,000株
今回の株式分割により増加する株式数	9,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年11月6日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	8,250	164	8,250	164	13	2,842	150
工具、器具及び備品	2,796	170	126	2,840	1,931	1,020	909
有形固定資産計	11,046	335	8,376	3,005	1,945	3,863	1,060

(注) 建物の当期減少額は、移転に伴い旧本社の内装工事を除却したことによるものです。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	93,359	37,649	1.5	—
長期借入金(1年以内に返済予定のも のを除く。)	109,522	71,873	1.5	2023年3月20日～ 2026年10月31日
合計	202,881	109,522	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,879	18,178	7,152	7,152

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,168	—	131	18	1,019

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	189,853
合計	189,853

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
NTTデータ先端技術株式会社	8,862
矢崎総業株式会社	8,622
ソニーペイメントサービス株式会社	7,747
コロニー株式会社	7,264
Fabee株式会社	5,214
その他	132,168
合計	169,879

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$
					$\frac{(B)}{365}$
190,171	1,740,414	1,760,705	169,879	91.2	37.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
野村不動産パートナーズ株式会社	31,420
その他	32
合計	31,452

④ 貯蔵品

品目別内訳

品目	金額(千円)
収入印紙	60
商品券	30
切手、レターパック	29
合計	120

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ガルム株式会社	3,967
株式会社エリアクリエイターズ	2,530
Data Concierge株式会社	2,311
株式会社グレップ	1,980
個人（注）	56,608
その他	26,563
合計	93,960

（注）相手先は多数の個人であり、その具体名の記載を省略しております。

⑥ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
野村不動産パートナーズ株式会社	8,140
アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド	6,633
株式会社リクルートキャリア	4,466
株式会社テレシー	3,465
三井住友トラストクラブ株式会社	2,852
その他	13,786
合計	39,342

⑦ 未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与	22,767
社会保険料	2,596
関東ITソフトウェア健康保険組合	1,326
地代家賃	1,202
労働保険料	512
その他	3
合計	28,409

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	4月30日、10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 <a href="https://www.edge-tech.co.jp/">https://www.edge-tech.co.jp/</a> 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律

第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第7 【提出会社の参考情報】**

### **1 【提出会社の親会社等の情報】**

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### **2 【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### **第三部 【特別情報】**

#### **第1 【連動子会社の最近の財務諸表】**

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年4月28日	住本幸士	東京都港区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10位）	島田雄太	東京都新宿区	特別利害関係者等（当社取締役）	30,000	6,090,000(203)	経営参画意識向上のため
2020年4月28日	住本幸士	東京都港区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10位）	治田知明	東京都中央区	特別利害関係者等（当社取締役）	10,000	2,030,000(203)	経営参画意識向上のため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年5月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 当社は、2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2020年4月30日	2020年4月30日	2020年4月30日
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行数	普通株式 17,042株	普通株式 100株	普通株式 1,500株
発行価格	203円 (注3)	208円 (注3)	208円 (注3)
資本組入額	1株につき102円	1株につき104円	1株につき104円
発行価額の総額	3,459,526円	20,800円	312,000円
資本組入額の総額	1,738,284円	10,400円	156,000円
発行方法	2020年4月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年4月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年4月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	2021年4月30日	2021年4月30日
種類	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行数	普通株式 8,784株	普通株式 447株
発行価格	347円 (注3)	347円 (注3)
資本組入額	1株につき174円	1株につき174円
発行価額の総額	3,048,048円	155,109円
資本組入額の総額	1,528,416円	77,778円
発行方法	2021年4月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年4月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注2)	(注2)

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により割当てを受けた募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2021年4月30日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき203円	1株につき203円	1株につき203円
行使期間	2022年4月29日から 2030年4月28日まで	2020年4月30日から 2030年4月29日まで	2020年4月30日から 2030年4月29日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場日した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場日した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>③ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

	新株予約権④	新株予約権⑤
行使時の払込金額	1株につき347円	1株につき347円
行使期間	2023年4月27日から 2031年4月26日まで	2023年5月1日から 2031年4月30日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場日した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場日した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

5. 退職等により従業員9名2,033株分の権利が喪失しております。
6. 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
坂西 茂	千葉県柏市	会社員	3,497	709,891 (203)	当社従業員
生澤 剛士	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	1,500	304,500 (203)	当社従業員
田中 一誠	東京都目黒区	会社員	1,239	251,517 (203)	当社従業員
久永 宏明	埼玉県和光市	会社員	914	185,542 (203)	当社従業員
大坪 将之	兵庫県姫路市飾磨区	会社員	628	127,484 (203)	当社従業員
長谷川 悠己	東京都目黒区	会社員	628	127,484 (203)	当社従業員
藤井 亮輔	東京都三鷹市	会社員	561	113,883 (203)	当社従業員
新崎 龍太	東京都足立区	会社員	476	96,628 (203)	当社従業員
牛澤 祐子	東京都大田区	会社員	392	79,576 (203)	当社従業員
伊藤 正裕	栃木県下都賀郡野木町	会社員	351	71,253 (203)	当社従業員
山内 悠輔	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	342	69,426 (203)	当社従業員
小宮山 正樹	東京都品川区	会社員	285	57,855 (203)	当社従業員
神谷 崇太	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	267	54,201 (203)	当社従業員
永田 純香	東京都練馬区	会社員	228	46,284 (203)	当社従業員
道上 優子	東京都大田区	会社員	223	45,269 (203)	当社従業員
渡邊 真弓	神奈川県川崎市中原区	会社員	210	42,630 (203)	当社従業員
日向 優	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	209	42,427 (203)	当社従業員
尾野 大輔	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	200	40,600 (203)	当社従業員
芳野 悠	千葉県松戸市	会社員	200	40,600 (203)	当社従業員
渡辺 洋子	埼玉県川越市	会社員	195	39,585 (203)	当社従業員
田口 久美子	東京都千代田区	会社員	192	38,976 (203)	当社従業員
大江 綾乃	東京都板橋区	会社員	190	38,570 (203)	当社従業員
工藤 利彦	千葉県印西市	会社員	185	37,555 (203)	当社従業員
山内 玲子	埼玉県所沢市	会社員	185	37,555 (203)	当社従業員
桑村 裕太	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	180	36,540 (203)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西岡 裕介	神奈川県横浜市港北区	会社員	176	35,728 (203)	当社従業員
門井 玲	東京都北区	会社員	176	35,728 (203)	当社従業員
川添 悠貴	東京都墨田区	会社員	171	34,713 (203)	当社従業員
津久登能 亜后	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	171	34,713 (203)	当社従業員
平松 雅矢	東京都北区	会社員	171	34,713 (203)	当社従業員
保森 美佳	東京都品川区	会社員	161	32,683 (203)	当社従業員
北村 一樹	神奈川県横浜市緑区	会社員	128	25,984 (203)	当社従業員
中西 春雄	東京都世田谷区	会社員	128	25,984 (203)	当社従業員
土屋 達馬	東京都足立区	会社員	123	24,969 (203)	当社従業員
小出 健介	神奈川県川崎市中原区	会社員	123	24,969 (203)	当社従業員
中山 霧衣夢	東京都練馬区	会社員	120	24,360 (203)	当社従業員
佐藤 智哉	東京都板橋区	会社員	83	16,849 (203)	当社従業員
駒崎 真理絵	東京都足立区	会社員	69	14,007 (203)	当社従業員
西野 奈央	東京都江戸川区	会社員	40	8,120 (203)	当社従業員

(注) 1. 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

## 新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
串田 隆徳	東京都大田区	会社役員	100	20,300 (203)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

## 新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
巣籠 悠輔	東京都文京区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
森谷 和弘	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	個人事業主	100	20,300 (203)	社外協力者
山田 典一	東京都港区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
五木田 和也	千葉県八千代市	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
中村 俊輔	京都府京都市伏見区	会社員	100	20,300 (203)	社外協力者
角屋 貴則	東京都豊島区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
平坂 透	東京都世田谷区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
久保田 真人	東京都台東区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
和田 光世	東京都豊島区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
木村 正彬	東京都板橋区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
板倉 和宏	東京都目黒区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
相澤 幸廣	神奈川県横浜市港北区	個人事業主	100	20,300 (203)	社外協力者
五十嵐 政貴	東京都豊島区	個人事業主	100	20,300 (203)	社外協力者
良永 和幸	神奈川県川崎市中原区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者
宮城 翔平	東京都渋谷区	会社役員	100	20,300 (203)	社外協力者

(注) 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
治田 知明	東京都中央区	会社役員	2,353	816,491 (347)	特別利害関係者等 (当社取締役)
島田 雄太	東京都新宿区	会社役員	1,694	587,818 (347)	特別利害関係者等 (当社取締役)
生澤 剛士	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	1,500	520,500 (347)	当社従業員
坂西 茂	千葉県柏市	会社員	503	174,541 (347)	当社従業員
関口 操	東京都練馬区	会社員	317	109,999 (347)	当社従業員
塚原 謙二	埼玉県飯能市	会社役員	300	104,100 (347)	特別利害関係者等 (当社監査役)
尾野 大輔	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	300	104,100 (347)	当社従業員
小宮山 正樹	東京都品川区	会社員	228	79,116 (347)	当社従業員
小澤 聰	神奈川県横浜市港北区	会社員	224	77,728 (347)	当社従業員
小野 凌	東京都板橋区	会社員	163	56,561 (347)	当社従業員
岡本 一樹	神奈川県横浜市港北区	会社員	121	41,987 (347)	当社従業員
溝口 一樹	東京都江戸川区	会社員	112	38,864 (347)	当社従業員
平山 梨紗	東京都世田谷区	会社員	112	38,864 (347)	当社従業員
高畠 和明	シンガポール共和国オーシャンドライブ	会社役員	100	34,700 (347)	特別利害関係者等 (当社取締役)
日向 優	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	100	34,700 (347)	当社従業員
川添 悠貴	東京都墨田区	会社員	100	34,700 (347)	当社従業員
上坪 智美	東京都杉並区	会社員	80	27,760 (347)	当社従業員
駒崎 真理絵	東京都足立区	会社員	69	23,943 (347)	当社従業員
藤井 亮輔	東京都三鷹市	会社員	50	17,350 (347)	当社従業員
中山 霧衣夢	東京都練馬区	会社員	50	17,350 (347)	当社従業員

(注) 1. 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

## 新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小林 大輔	東京都目黒区	会社員	335	116,245 (347)	当社従業員
島村 哲也	神奈川県横浜市保土ヶ谷 区	会社員	112	38,864 (347)	当社従業員

(注) 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
住本 幸士 ※1 ※2	東京都港区	9,600,000(0)	93.56(0)
島田 雄太 ※1 ※3	東京都新宿区	316,940(16,940)	3.09(0.17)
治田 知明 ※1 ※3	東京都中央区	123,530(23,530)	1.20(0.23)
坂西 茂 ※4	千葉県柏市	40,000(40,000)	0.39(0.39)
生澤 剛士 ※4	神奈川県横浜市神奈川区	30,000(30,000)	0.29(0.29)
田中 一誠 ※4	東京都目黒区	12,390(12,390)	0.12(0.12)
久永 宏明 ※4	埼玉県和光市	9,140(9,140)	0.09(0.09)
大坪 将之 ※4	兵庫県姫路市飾磨区	6,280(6,280)	0.06(0.06)
長谷川 悠己 ※4	東京都目黒区	6,280(6,280)	0.06(0.06)
藤井 亮輔 ※4	東京都三鷹市	6,110(6,110)	0.06(0.06)
小宮山 正樹 ※4	東京都品川区小	5,130(5,130)	0.05(0.05)
尾野 大輔 ※4	神奈川県横浜市鶴見区	5,000(5,000)	0.05(0.05)
新崎 龍太 ※4	東京都足立区	4,760(4,760)	0.05(0.05)
牛澤 祐子 ※4	東京都大田区	3,920(3,920)	0.04(0.04)
伊藤 正裕 ※4	栃木県下都賀郡野木町	3,510(3,510)	0.03(0.03)
山内 悠輔 ※4	神奈川県横浜市戸塚区	3,420(3,420)	0.03(0.03)
小林 大輔 ※4	東京都目黒区	3,350(3,350)	0.03(0.03)
関口 操 ※4	東京都練馬区	3,170(3,170)	0.03(0.03)
日向 優 ※4	埼玉県さいたま市浦和区	3,090(3,090)	0.03(0.03)
塚原 謙二 ※5	埼玉県飯能市	3,000(3,000)	0.03(0.03)
川添 悠貴 ※4	東京都墨田区	2,710(2,710)	0.03(0.03)
神谷 崇太 ※4	東京都江戸川区	2,670(2,670)	0.03(0.03)
山本 純香 ※4	埼玉県上尾市	2,280(2,280)	0.02(0.02)
小澤 聰 ※4	神奈川県横浜市港北区	2,240(2,240)	0.02(0.02)
道上 優子 ※4	東京都大田区	2,230(2,230)	0.02(0.02)
渡邊 真弓 ※4	神奈川県川崎市中原区	2,100(2,100)	0.02(0.02)
芳野 悠 ※4	千葉県松戸市	2,000(2,000)	0.02(0.02)
渡辺 洋子 ※4	埼玉県川越市	1,950(1,950)	0.02(0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
田口 久美子 ※4	東京都千代田区	1,920(1,920)	0.02(0.02)
大江 綾乃 ※4	東京都板橋区	1,900(1,900)	0.02(0.02)
工藤 利彦 ※4	千葉県印西市	1,850(1,850)	0.02(0.02)
山内 玲子 ※4	埼玉県所沢市	1,850(1,850)	0.02(0.02)
桑村 裕太 ※4	神奈川県横浜市神奈川区	1,800(1,800)	0.02(0.02)
西岡 裕介 ※4	神奈川県横浜市港北区	1,760(1,760)	0.02(0.02)
門井 玲 ※4	東京都北区	1,760(1,760)	0.02(0.02)
津久登能 亜后 ※4	神奈川県横浜市鶴見区	1,710(1,710)	0.02(0.02)
平松 雅矢 ※4	東京都北区	1,710(1,710)	0.02(0.02)
中山 霧衣夢 ※4	東京都練馬区	1,700(1,700)	0.02(0.02)
小野 凌 ※4	東京都板橋区	1,630(1,630)	0.02(0.02)
保森 美佳 ※4	東京都品川区	1,610(1,610)	0.02(0.02)
駒崎 真理絵 ※4	東京都足立区	1,380(1,380)	0.01(0.01)
北村 一樹 ※4	神奈川県横浜市緑区	1,280(1,280)	0.01(0.01)
中西 春雄 ※4	東京都世田谷区	1,280(1,280)	0.01(0.01)
小出 健介 ※4	神奈川県川崎市中原区	1,230(1,230)	0.01(0.01)
土屋 達馬 ※4	東京都足立区	1,230(1,230)	0.01(0.01)
岡本 一樹 ※4	神奈川県横浜市港北区	1,210(1,210)	0.01(0.01)
溝口 一樹 ※4	東京都江戸川区	1,120(1,120)	0.01(0.01)
平山 梨紗 ※4	東京都世田谷区	1,120(1,120)	0.01(0.01)
島村 哲也 ※4	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	1,120(1,120)	0.01(0.01)
所有株式数 1,000株 17名		17,000(17,000)	0.17(0.17)
所有株式数 830株 1名		830(830)	0.01(0.01)
所有株式数 800株 1名		800(800)	0.01(0.01)
所有株式数 400株 1名		400(400)	0.00(0.00)
計	—	10,258,400 (258,400)	100.00 (2.52)

- (注) ※1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
 ※2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)  
 ※3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)  
 ※4. 当社の従業員  
 ※5. 特別利害関係者等 (当社の監査役)  
 ※6. 当社の社外協力者  
 ※7. 発行時、当社の社外協力者であり、現在は当社の従業員でございます。  
 ※8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 ※9. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。従いまして、今後、権利の喪失等により表中の潜在株式保有者、潜在株式数および株式総数に対する所有株式数の割合は変動する可能性があります。

# 独立監査人の監査報告書

2021年11月6日

エッジテクノロジー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

戸井則彦



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大山顯司



## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエッジテクノロジー株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エッジテクノロジー株式会社の2020年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2021年11月6日

エッジテクノロジー株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

代井貞一郎



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大山顯司



## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエッジテクノロジー株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エッジテクノロジー株式会社の2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月7日

エッジテクノロジー株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

戸井貞彦



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大山頭司



## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエッジテクノロジー株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2021年8月1日から2021年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年5月1日から2021年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、エッジテクノロジー株式会社の2021年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表

の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上